

(第一類 第七号)

第四十八回国会 社会労働委員会 議 録 第三十二号

(六〇七)

昭和四十年五月十五日(土曜日)

午後一時三十三分開議

出席委員

委員長 松澤 雄蔵君

理事 小沢 辰男君

理事 齋藤 邦吉君

理事 河野 正君

理事 伊東 正義君

中野 正巳君

山村新治郎君

伊藤よし子君

多賀谷貞穂君

八木 一男君

出席國務大臣

労働大臣 石田 博英君

出席政府委員

労働政務次官 始関 伊平君

労働事務官 和田 勝美君

(大臣官房長)

労働基準監督官 村上 茂利君

(労働基準局長)

労働基準監督官 石黒 折爾君

(労働基準局長)

委員外の出席者

専門員 安中 忠雄君

五月十三日

療術の新規開業制度に関する請願(池田清志君

紹介)(第四一八三号)

同外一件(加藤常太郎君紹介)(第四二四二二二)

同(上林山榮吉君紹介)(第四二四三三三)

同外一件(中馬辰猪君紹介)(第四二四四四四)

同(伊藤卯四郎君紹介)(第四二四四四四)

同外七件(宇野宗佑君紹介)(第四三三七七号)

第一類第七号

社会労働委員会議録第三十二号

昭和四十年五月十五日

同(瀬戸山三男君紹介)(第四三三八八号)

同外二件(松山千恵子君紹介)(第四三三九二九号)

同外四件(青木正君紹介)(第四三三九二九号)

同外一件(赤路友蔵君紹介)(第四三三九二九号)

戦傷病者の妻に特別給付金支給に関する請願

(武市恭信君紹介)(第四一八四四号)

同(青木正君紹介)(第四三三九二九号)

同(加藤常太郎君紹介)(第四二四〇〇号)

同(栗山秀君紹介)(第四二四一〇号)

同(羽田武嗣郎君紹介)(第四二七六六号)

同(福永健司君紹介)(第四二七七七号)

同(藤本孝雄君紹介)(第四二七八八号)

同(松山千恵子君紹介)(第四三三三二二)

同(原健三郎君紹介)(第四三三三二二)

同(羽田武嗣郎君紹介)(第四三三三二二)

同外一件(小坂善太郎君紹介)(第四三三三二二)

同(小金義照君紹介)(第四三三三二二)

同外三件(田中龍夫君紹介)(第四三三三二二)

同(中川一郎君紹介)(第四三三七七号)

同(小泉純也君紹介)(第四三三九三三)

同(河本敏夫君紹介)(第四三三九四四)

同(砂原格君紹介)(第四三三九五五)

同(永山忠則君紹介)(第四三三九六六)

同(増田甲子七君紹介)(第四三三九七七)

同(増田甲子七君紹介)(第四三三九七七)

同(大泉寛三君紹介)(第四三三九五五)

同(鴨田宗一君紹介)(第四三三六六六)

同(小宮山重四郎君紹介)(第四三三七七号)

同(松山千恵子君紹介)(第四二三八八号)

同(山本勝市君紹介)(第四二七九八号)

同(渡海元三郎君紹介)(第四三三九八八)

老後の生活保障のため年金制度改革に関する請願

(濱野清吉君紹介)(第四二四四五五)

同(中村梅吉君紹介)(第四二七五五五)

同(松山千恵子君紹介)(第四三三三〇号)

同(高橋順一君紹介)(第四三三九二九号)

同(松本七郎君紹介)(第四四〇〇〇号)

健康保険改悪反対及び医療保障確立に関する請願

(久保三郎君紹介)(第四四〇〇一〇)

同月十四日

戦傷病者の妻に特別給付金支給に関する請願

(小金義照君紹介)(第四四四三三三)

同外二件(高橋清一郎君紹介)(第四四四四四四)

同(地崎宇三郎君紹介)(第四四四四五五)

同(村山達雄君紹介)(第四四四五六六)

同(栗山秀君紹介)(第四四四四七七)

同(小沢辰男君紹介)(第四四四四八八)

同外二件(植木庚子郎君紹介)(第四四四四八八)

同外八件(遠藤三郎君紹介)(第四四四四八八)

同(佐々木義武君紹介)(第四四四四八八)

同外四件(野原正勝君紹介)(第四四四四八八)

同外一件(藤井勝志君紹介)(第四四四四八八)

同(佐伯宗義君紹介)(第四四四四八八)

同(床次徳二君紹介)(第四四四四八八)

同外三件(松澤雄蔵君紹介)(第四四四四八八)

療術の新規開業制度に関する請願(小沢辰男君

紹介)(第四四四四九号)

同外四件(鴨田宗一君紹介)(第四四四四九号)

同(細谷治嘉君紹介)(第四四四四九号)

同(鍛冶良作君紹介)(第四四四四九号)

同(始関伊平君紹介)(第四四四四九号)

同(進藤一馬君紹介)(第四四四四九号)

同外三件(關谷勝利君紹介)(第四四四四九号)

同(塚原俊郎君紹介)(第四四四四九号)

同外一件(中川一郎君紹介)(第四四四四九号)

同(中島茂喜君紹介)(第四四四四九号)

同(中村庸一郎君紹介)(第四四四四九号)

同(南條徳男君紹介)(第四四四四九号)

同外一件(藤本孝雄君紹介)(第四六一一九号)

同(三池信君紹介)(第四六一二〇号)

同(水田三喜男君紹介)(第四六一二二二)

同(山村新治郎君紹介)(第四六一二二二)

老後の生活保障のため年金制度改革に関する請願

(山村新治郎君紹介)(第四六一二三三)

は本委員会に付託された。

五月十三日

最低賃金制確立等に関する陳情書(佐賀市議会

議長江頭春治)(第三五二二二)

アンブル入かぜ薬回収に関する陳情書(岐阜県

議会議長西脇弘康)(第三五五五五)

原子爆弾被害者援護法の早期制定等に関する陳

情書(会津若松市議会議長高橋直幸)(第三五六

号)

戦傷病者の妻に対する特別給付金支給に関する

陳情書外二件(福井県議会議長山本宇平外二名)

(第三五七七号)

労働者災害補償保険法の改正に関する陳情書外

一件(福島県大沼郡金山町議会議長星賢正外一

名)(第三五八八号)

厚生年金保険法の改正に関する陳情書(愛知県

議会議長倉知桂太郎)(第三五九九号)

社会保険制度確立に関する陳情書外一件(二本

松市議会議長松本英一外一名)(第三六〇〇号)

心身障害者対策に関する陳情書(大阪府議会議

長中井信夫)(第三六一一〇号)

医療保障拡充に関する陳情書(横浜市神奈川区

栄町二丁目十八番地神奈川県地方労働組合評議

会代表井上隆司)(第三六一二二二)

失業保険制度充実に関する陳情書(名古屋市議

会議長田中鉄雄)(第三六一三三三)

失業保険法の改正反対に関する陳情書外五件

(北海道茅部郡森町議会議長河野正吾外五名)

(第三六四四号)

日雇労働者健康保険の改善等に関する陳情書外一件（兵庫縣多可郡八千代町議會議長棚倉忠右衛門外一名）（第三六五号）
医療保険制度確立に関する陳情書外二件（栃木縣議會議長佐藤昌次外二名）（第三六六号）
季節労働者に対する失業保険金の受給改善に関する陳情書（北海道知事郡南富良野村議會議長寺西武雄）（第三六七号）
失業保険受給資格期間延長反対に関する陳情書外二件（北海道網走郡東藻琴村議會議長高橋市長外二名）（第三六八号）
国民健康保険財政の危機打開に関する陳情書外二件（小千谷市議會議長星野利祐外二名）（第三六九号）
同外四件（徳島市幸町三丁目一番地徳島県町村議會議長会友阿部俊之外四名）（第三七〇号）
国民健康保険制度改善に関する陳情書外三件（津山市議會議長難波重男外三名）（第三七〇号）
健康保険法の改正に関する陳情書外一件（立川市議會議長海老原兼次外一名）（第三七一号）
同外一件（名古屋市中区南外堀町六丁目一番地愛知県社会保険協會議長浅井政彦外一名）（第三七二号）
健康保険法の改正反対に関する陳情書外三件（札幌市議會議長齊藤忠雄外五十六名）（第三七三号）
健康保険改悪反対及び医療保障確立に関する陳情書外六件（茅ヶ崎市議會議長小山憲治外七十二名）（第三七三号）
各種医療保険制度の一本化に関する陳情書外八件（加須市議會議長宇野和樹外八名）（第三七四号）
同外一件（箕面市議會議長橋本正雄外一名）（第三七五号）
各種医療保険制度の一本化等に関する陳情書外二件（宮崎縣議會議長坂元親男外二名）（第三七五号）
被保険者の保険料引き上げ及び世代半額負担反対等に関する陳情書（東京都港区芝公園八号地

の二番地奉國共闘委員會議長太田繁外一名）（第三七六号）
国民健康保険の国庫負担金増額に関する陳情書外九件（兵庫縣朝来郡和田山町議會議長田弥之助外九名）（第三七七号）
同（愛媛県市議會議長松山山市議會議長中西月竜）（第三七八号）
国民健康保険及び医療保障制度確立に関する陳情書（北海道上磯郡木古内町議會議長西山兼松）（第三七八号）
医療費引き上げ反対に関する陳情書（大牟田市議會議長境恵）（第三七九号）
医療費増高対策に関する陳情書外一件（水戸市南三の九百七番地茨城県市町村職員共済組合理事長稲葉一郎外一名）（第三八〇号）
日雇健康保険料の値上げ反対に関する陳情書（長岡市日赤町三番地渡辺正司外一万五千名）（第三八一号）
林業に対する失業保険適用に関する陳情書（東京都千代田区永田町一丁目十四番地日本林業協會長周東英雄外六名）（第三八二号）
国民健康保険の財政措置等に関する陳情書外一件（福岡市東区堀端七丁目百二十三番地福岡県町村議會議長会友内山正盛外一名）（第三八六号）
医療事故調停機関設置に関する陳情書（福岡県浮羽郡吉井町札の辻広田定爾外十名）（第三八八号）
失業保険法及び日雇健康保険法の改正に関する陳情書（留萌市議會議長入船久米）（第三九〇号）
失業保険給付打ち切り反対に関する陳情書（大口市議會議長森山盛蔵）（第三九二号）
日雇労働者健康保険の改善に関する陳情書（宮津市議會議長上山秀雄）（第三九三号）
各種健康保険制度の改善等に関する陳情書（国分寺市議會議長岡部高三郎）（第三九四号）
九・五パーセント医療費引き上げの再修正反対等に関する陳情書（福岡市天神二丁目六番三十五号福岡県医師會會長清沢又四郎）（第三九六号）

同月十四日
国民年金事務費全額国庫負担等に関する陳情書（東海市議會議長會長豊橋市議會議長木和田為作）（第四八六号）
医師及び医療技術者の確保に関する陳情書（中国五県議會議長會長正副議長會代表島取縣議會議長島田安夫）（第四八七号）
成人病予防対策に関する陳情書（中国五県議會議長會代表島取縣議會議長島田安夫）（第四八八号）
生活環境施設の整備促進に関する陳情書（中国五県議會議長會代表島取縣議會議長島田安夫）（第四八九号）
医療保障の確立等に関する陳情書（網走市議會議長林幸夫）（第四九〇号）
各種医療保険制度の一本化等に関する陳情書外一件（香川県大川郡長尾町長佐々木太郎外二名）（第四九一号）
国民健康保険の国庫負担金増額に関する陳情書（静岡県岡部郡森町議會議長太田三作）（第四九二号）
医療保障制度確立に関する陳情書（東京都北多摩郡清瀬町議會議長陸田良雄）（第四九三号）
国民健康保険の財政措置に関する陳情書外三十七件（金沢市広坂通り百十番地石川県町村議會議長會長松原特美外三十七名）（第四九四号）
最低賃金制確立に関する陳情書（荒尾市議會議長小川潔）（第四九五号）
健康保険法の改正に関する陳情書外四件（札幌市北三条西六丁目北海道社会保険協會長福山甚三郎外四名）（第四九六号）
食肉移動販売車の許可反対に関する陳情書（山形市六丁目七番十五号東北北海道食肉協會長大河原茂男）（第五〇六号）
は本委員会に参考送付された。

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案（内閣提出第二二四号）
○松澤委員長 これより會議を開きます。
この際、参考人出頭要求の件についておはかりいたします。
来たる十七日、精神衛生法の一部を改正する法律案審査のため参考人より意見を聴取することとし、その人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり
○松澤委員長 御異議なしと認めます。そのよう
に決しました。
○松澤委員長 内閣提出の労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。
質疑の申し出がありますので、これを許します。
滝井義高君。
○滝井委員 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案について、二、三の点について尋ねてみたいと思いますが、まず第一に、今回のこの改正によって労災の賠償を一時金から、全面的とは言わないけれども、ほとんど年金化した理由というのは、一体どういふ理由から年金化を行なったか、それをまず述べていただきたい。
○石黒政府委員 今回の改正で年金化というのは最大の眼目でござりますが、一時金の補償を大幅に年金にいたしましたのは、一言で申しますと、必要な期間必要な補償を行なうというのが最も補償の形として適当ではなからうか、その形にできるだけ近づけたいという趣旨に基づくものでござります。
○滝井委員 そうしますと、当然、この年金というものは、最低の保障をしなければならぬ部分と、それから企業の経営者として労働災害に無過失賠償責任論の立場から賠償しなければならぬ

部分、この二つの部分がくつついておらないと年金の意味がないわけです。そういう考え方に立つておるのかどうかということ。少なくとも年金と言ふからには、最低の生活を保障する部分と、同時に、それに今度は賠償責任というものが加わって、それが年金になっている、こういう形でなければならぬと思うのです。そういう理論に一体立っているのかどうかということ。

○石黒政府委員 労災補償の方法が一時金から年金に変わったということによりまして、労災保険の性格が基本的に変わった、すなわち無過失賠償責任の遂行のための保険という性格から、社会保険にすつかり変わったものではないというふうに考えております。ただ、年金という方式で補償を行なうことによりまして、結果として所得保障的な効果が一そう強まるものであらうという考えは持つておる次第でございます。

○滝井委員 もちろん、年金によって所得保障的な効果が強まることは認めます。しかし、その所得保障というものは、まず第一に、最低生活を保障する年金でなければならぬことは当然です。同時に、その最低生活を保障する年金の中に、経営者としての無過失賠償責任の部分が当然きちつに加わっておらなければならぬわけです。だから分析してみると、その最低生活保障部分と賠償部分とが、二つ入って年金化が行なわれておるのかどうかということをお聞いしておるわけです。

○村上(茂)政府委員 日本の場合、労働基準法上の災害補償制度と労災保険法上の制度が、実質的には同じ基盤の上に立ちながら、法形式としては、労働基準法上の災害補償とそれから保険法上の保険給付があるわけでございます。これがかりに、これは外国の例を引き合いに出して恐縮ですが、イギリスのようにワーカーズ・コンペンセーションがありまして、保険でそれをカバーしてなかった、それが第二次大戦後、保険法でほとんどカバーするようになりまして段階においては、労働者災害補償法のほうがほとんど後退いたしまして保険法に席を譲ってしまった。また、ドイツのよ

うに、最初から保険法でカバーしてきたという国におきましては、保険給付と災害補償額というものがほとんど同一な形であらわれておりますので、いま先生御指摘のような無過失責任による災害補償が社会保険的な生活保障かという問題は、必ずしも大きな問題とならずに処理されてきたものと考ええます。したがって、労災保険法がほとんど全事業場に完全適用になった場合における労働基準法上の災害補償はどうなるかということになりますと、事実上はほとんど機能を喪失するということになるかと思ひます。

そこで、要するに、無過失賠償責任による災害補償額の問題と保険制度による——しかも年金化したし、形態としては社会保険にだんだん形態が類似したし、いわゆる社会保険的なものとの重複のぐあいがあるかということ、それは、理論的には問題はなからうかと思ひますが、そのダブリの調整につきましては、それぞれ保険法等の場合において調整すべきものであらうかと存じておるわけでございます。

○滝井委員 どうも頭が悪いせいか、村上さんの答弁がよくわからないのですけれども、この労災法的一条をごらんになつても、これは当然負傷とか疾病とか廃疾または死亡に対して迅速かつ公正な保護をする、そのために災害補償を行なつて、あわせて労働者の福祉に必要な施設をなすことを目的とする、こうなつております。まず労働者の保護をして災害補償を行なうわけでありますが、そうすると、当然、手が切れる、足が切れるという労災が起これば、これは生活の手段を失うわけですから、まず生活保障というものがその基盤になければならぬと思うのです。これが第一の基盤じゃないか。そうしなければ労働者の保護にはならぬわけですから。そして同時に、そのものにプラスアルファになるかどうか知らぬけれども、あるいは明らかにそのものに含まれるかもしれないませんが、企業の賠償責任というものがきちつとやはりあらわれておらなければならぬと思ひます。そういう二つの要素が加わつて年金化という

ものが行なわれるときに、初めていままでの一時金よりかより所得保障ができる、こういうことになるんじゃないですか。いわゆる労働者の保護ができるということになるのじゃないかという感じがするのです。

○村上(茂)政府委員 災害補償の場におきましては、無過失賠償責任による損害賠償という考え方が先行しておるわけでございます。損害発生時点における稼働能力を基礎にいたしまして、損失のてん補を行なう制度であるというふうに考えております。そのような基礎の上に労働基準法上の損害補償も、それから従来の労災保険法も成り立つておると思うのでございますが、その災害補償の額が一時金でなければならぬかと申しますと、一時金でなければならぬということではなくて、要するにその損失のてん補の状態がより適切であればよいわけでございますから、その度合いを考えますと、一時金よりは年金のほうがベターであり、各国ともそのような法制をとつておる。またILO条約等の指向するところもそういう方向であるというところにかんがみまして、一時金制度を年金制度に改めた、こういうふうに私もは考えておる次第であります。

○滝井委員 そうしますと、労災保険の中には最低生活を保障するという理念は明白にないわけですか。

○村上(茂)政府委員 考え方としては損失のてん補でございますから、損害発生時点における稼働能力、アーニング・キャパシティの喪失程度を補てん、補完するという意味を持つておると思ひます。しかし、それは補償理論の問題でございまして、それが実質的に生活を保障するかいなかにいふことになれば、生活を保障するという意味を持つものであることは当然でございます。ただ、社会保険的な意味の平均的な生活保障、その当時の状態において考えられ得る、いわゆる標準的な生活保障ないしは最低の生活保障ということを第一義とする制度であるかいかということになりまして、むしろ損失のてん補であり、それが結果と

しては当然に生活保障の機能を持つものである、こういうふうに私もは考えておる次第でございます。

○滝井委員 私は、だから最初に年金化する理論を尋ねておるわけです。たとえば滝井委員が十の能力を持つておつて、右の手をぱつぱり切つてしまった。したがって十の労働能力が三だけ減つてしまった。したがって、三だけ補てんをすればそれで済む、いまの局長の理論からいへば、そういうことなんでしょう。そうすると、三だけ補てんすればいいというものを年金化する場合に、一体その理論的な根拠というものをどういうところに置くかというところになるわけですね。いまその理論の置き方は、平均賃金日額の六割というものを基礎に置いてやつておるわけでしょう。そうすると賃金の六割程度あれば最低生活ができるだらうと、こう考えてきておつたと思ひます。これは日本の生活水準その他から、そういうものを基礎にして三だけの補てんをしてやればいい。その補てんをするという場合に、一体これを年金化していくという理論がすぐそれにたがってくるかどうかということです。どうも私は、そこには、補てんをすれば済むというものを年金にすつとしていくということになりますと、理論的にいへば三の補てんを——たとえば私の平均余命率を見て、滝井委員が四十のときに右手を切り落として三の労働能力の喪失を来した、滝井委員の余命率はこれからもう三十年ある。そうすると、その三だけのものを三十に割つてしないと年金の理論は成り立たないわけです。これから三十年滝井委員が生きていくとするならば、その三だけのものの三十年分の補てんを年金でやればいいということになるわけであつて、何も賃金の六割というようなことはたいして関係ないわけです。そういうことから考えると、一体年金化というものは、どういう理論的な根拠から出てきたかということがはつきりしないわけです。いまのような部分的になくなつたものを補てんするのですということからは、ど

うしてもすぐに年金にはつながつてこないのですよ。

○村上(茂)政府委員 損失をてん補する場合に、どの程度の額であればよろしいのかという額の算定の問題と、それから支給の問題があらうかと思ひます。同じ年金と申しましても、療養補償的なもの、障害補償的なもの、遺族補償的なもの、幾つかあるわけがございます。それにはそれぞれの計算の方法というものがあらうかと思ひます。御承知のように医療補償は、かかった医療費はそのまま全部支給する、休業補償は、基準法の休業手当との均衡を保ちまして、御承知のように六〇％支給、こういふことにいたしておるわけでございしますが、問題になりますのは、障害年金と遺族年金であらうかと存じます。障害補償年金につきましては、御承知のように、現行制度は第三等級を労働能力一〇〇％喪失したものといたしまして、それを基準に上下の加減をしておるわけであります。このやり方がいかどうかということにつきましても、いろいろこれは御意見があらうかと思ひますが、現行制度は第三等級を労働能力一〇〇％喪失したものといたして起算をいたしておるというところになるわけでございます。それからまた、遺族補償の今度の年金化であります、これは御指摘のとおり、どのような方式によって計算するかという問題があらうかと思ひます。この点いろいろ考え方はあると思ひますが、私どももいたしましては、従来あった制度の上に立脚し、そうして他の年金方式等をも考慮いたしまして政府原案をつくったということでございます。立法論としてはいろいろあらうかと思ひます。ただ、出発点としましては、先ほど申しましたように、一時金よりは年金のほうが損失を補てん補であつてもよりベターであるという基本理念に立脚いたしまして、あとはその年金額の算定、支給方式といったものについて技術的な配慮を加えたというふうに考えておる次第でございます。

○滝井委員 根本論をあまりやっておると時間がありませんから——昭和二十二年の四月七日にこ

の労災法が実施をされて、十七、八年の長い間、一時金というのになじんできているわけですね。もちろんけい肺その他は、三十五年ですかに改正以来、年金化が行なわれてきたわけですね。ところが、他の一般の障害というものは、年金になじんでいなくて、一時金になじんでおるわけですね。そうしますと、政府としては自分の間、一時金と年金との選択というものを許す意思があるのですか。どちらでもひとつ選びなさいという意思があるのか。

○石黒政府委員 一時金と年金との選択制という問題につきましては、年金による補給が補償の形としてより合理的であり、労働者の幸福になるといふふうに考えられますので、選択制を認めるといふ場合に、一生年金がもらえるのを、一時少しまとまった金が入るからといってそれを棄権してしまふという形をとりますことは、日本の労働者が、必ずしもまだ年金制度になじんでいないという現状から適當ではないといふふうに考えまして、選択制は認めないといふふうに考えているわけでありました。

○滝井委員 そのもののお考え方は、天上天下唯我独尊の考え方に通じないか。なぜならば、労災保険だけがいまの日本における生活を保障する、あるいは生活の欠陥を補てんをする制度ではないのです。それは、他にも生活保護はあるし、厚生年金もあるし、あるいは国家公務員共済組合みたいな別な制度もあります、とにかく他に制度があるわけですね。そこで、いままですれが長い間制度的にわれわれが、いまはやりかたで言へば、その制度で飼育されてきておったわけですね。飼育されてこまで成長してきています。それを一挙に年金化してしまふということになると、やはり戸惑いを生ずるおそれなきにしもあらず。だから、たとへば暫定的にそいう制度ができたときには、ひとつ三年なり五年はお選びなさい、五年なら五年はお選びなさいと言ふことは、たとえば女子の厚生年金における脱退一時金の制度といふものは、労働者の統計によると、抜き取り

調査をやってみると、その調査した女子従業員の〇・五くらいしか二十年勤務しない。厚生省はこれを一四か一五程度に見て今度の法律を出しているようですが、これだけじゃない。そいうところに、一挙に強制的に年金を適用してしまつたのではどういふ悪いだらう。やはりこれは、一時金の制度というものを残す必要があるといふので、今度与野党意見一致して残したのです。同じで、むしろそいういう労災制度といふものが、いまあなた方が言うように、必ずしも最低生活を保障する制度としての意義といふものは幾ぶんニュアンスが薄いのですね、いまの答弁を聞いておつても、いふことになると、全面的に最低生活を保障するものでないとなれば、一時金制度といふものを残してもいいんじゃないか、いまのあなたが筋を通つておるような感じがします。い

わんや、生活保障をするといふ立ちあらわれた厚生年金でさえ、女子については一時金を許した今度の修正を与野党でやつたのです。そうすると、当然こいう生活保障そのものではない制度において、何かにも一挙に年金化する必要はないんじゃないか。幾ぶん、三年なり五年なりの選択制をとつていいんじゃないかという感じがするのです。

○石黒政府委員 厚生年金の制度のことは私どもも勉強不十分でございますけれども、厚生年金で短期間加入しておつて脱退した人に一時金というよりなものを出すのがよろしいか、あるいは将来何十年かたつて退職するときに通算するといふだけでよろしいかという点につきましては、御指摘のごとき御議論が十分あらうと存じます。労災年金につきましては、障害年金は、御承知のごとき三十五年に一級から三級まで年金化をいたしました。このときも選択制はとりませんでした。障害年金の場合と遺族年金の場合とは、若干やういふ違ひ点があるのじやなからうか。遺族年金につきましては特に選択制の要否が審議会におきまして議論され

たのでありますけれども、千日分なら千日分をべん取つたならば、年金は永久に棄権するといふことは、これはどうもよくないのじやないか。保険財政上からは、むしろそのほうが保険財政の負担は軽くなるわけでございしますが、それでは年金制度の趣旨がだいぶ減殺される。しかし、一時金の入用といふことが遺族について必要であるといふこともわかるということ、この点は、滝井先生の御指摘の趣旨に十分沿つておるかどうかわかりませんけれども、今回の改正におきまして、選択制ではなくて前払いという制度でもつて、五年間の、そいう年金制度に十分習熟し、他の制度がさらに発展するまでの間のつなぎといたしまして若干の金をまとめて前払いする、ただし、その金が永久にもらえないといふのではなくて、その前払いした金に対応するだけの年金期間が過ぎたならば、年金を継続してやるといふような制度をとつた次第でございます。

○滝井委員 どうも私は、この労災が最低生活を保障する制度でないといふことになれば——遺族年金とかあるいはけい肺のような非常に長期のものについては、私は年金化の方向といふものはいいと思ひます。なぜならば、それはある程度やはり生活を保障する要素が、あなた方が否定しようと思ひいと相当加わつていふと思ひます。しかし、今度一級から七級までの障害補償を全部年金化していくといふことになると、いままでそれらの人たちは、六年分の一時金をもらつておつたわけですね。その間は厚生年金は停止をされておつた。しかし、一時金はもらつておつたわけですね。そこで、これはやはりある程度の期間、暫定的な選択制は許してやつていいんじゃないか。そして、ある程度みんながその制度になれてしまつたら徐々に年金化に移つていくといふことのほうが、覚悟はきまるわけですね。まだ制度が普及をしていない。最低二、三年でもいいです。それでどちらでも選べる。それで、みんな労働者の中にだんだんこれから年金化していくんだ、三年ま

ではもうどちらでもいいということになって、それれ計算をしてみても、一時金をもらうよりか、あなたの方の言うように、年金をもらっていただろうが所得保障についてはいんだという考え方が被保険者の中にずつと浸透してきたときには、年金に移行したほうが私はいんじゃないかと思うのです。

○村上(茂)政府委員 先生の御指摘の趣旨はごもつともございしますが、過去における運用の実際を見ますと、一時金の支払いは原則でないのではありません。労災保険法の十六条では、障害補償費等の支給方法は「六年以内の範囲内において、分割して毎年支給する」というのが原則で、「ただし、命令で定めるところにより、一時に支給することを妨げない」という、そのただし書きの方式が一般化されたということにかんがみまして、そういう一択一制をとる場合に、またしても現在のやり方が、原則とたまたま書きが逆になっております。よくな慣行がございしますので、なかなかこれは原則を貫くことが困難であるというような体験に基づいて御意見があることは承知いたしております。いろいろ御意見があることは承知いたしております。年金化に踏み切ったような次第でございします。

○滝井委員 これは、村上さんがいみじくもみずから自白したように、十六条には、ほんとうはこれは分割して支給するはずのものであったのだけれども、むしろ主流でないただし書きのほうに個別的に固まったわけですよ。それはやはり六割の療養給付費をもらうわけですからね。だから、それで何とか一時金をもらわなくては、食っていつておったわけですよ。そして今度は、まあ三年たつて打ち切りになるといったときに、六年分ばつともらつて借金を返したり、その後の生きる道を考えていくことだったわけですよ。だから、むしろ、あなたが御指摘になつたように、十六条というものは分割をして支払う、いわゆる年金的な払い方をするのが本筋だったけれども、日本の労働階級としては一時金のほうを選んでおつたわけですよ。これが現実の問題なんです。だから今度それを本筋に戻して、ずつと年金化していくというところについては、いままでわれわれが飼育されておつた姿というものがあまりにも固定化しておるので、ひとつ両者選択の形をとってくださいます。そうして三年なら三年したときにはもうないんだから、今度は年金化してもいいんですよ。いま、きわめていままでの、過去の事態に立つて私は質問をしているんですよ。だから、あなたの理論のほうに、いまあなたがいみじくも十六条を言ってくれて、みずから状態を暴露したようなものですよ。

○村上(茂)政府委員 補償費を一時金としてもらうことについてのプラスの面もあらうかと思ひます。しかし、私どもは、行政経験上、一時に多額の金を取得することによって、いろいろな家庭悲劇その他の問題も惹起しておることも承知いたしておるわけでありまして、そこで、どつちをとるかというかね合いの問題であり、どつちのほうをよしとするエネルギーが大いにかかるとも比較考慮の上に立つたわけでありまして、大勢としては年金化に踏み切るべきであるというエネルギーと申しますか、お考えのほうは強いように私も理解いたしまして、法律案におきましては御指摘のような制度を採用しなかつたわけでありまして。

○滝井委員 そうしますと、障害補償は、一級から七級までは年金にしたわけですよ。八級以下は一時金にしたわけですよ。そうすると、これは八級以下は傷病の程度も軽い。だから一時金でやつておつていいだろう、こういうことだろうと思ひ込んでいます。しかし、あなたが初め考えたときは、一級から八級までを年金化するこの案を考えおつたはずですよ。ところが、それは厚生年金の障害等級表との関係があつて、これを一級から七級までにしてしまつたんじゃないかと思ひます。そうしますと、八級以下は一時金だという形になつておるわけですよ。そうすると、そこあたり理論のつじつまが今度はやはり合わないんですよ。

○村上(茂)政府委員 御指摘の問題は、軽微な障害について年金にするか、一時金にするかという問題が特にその中心のようでございしますが、これはわが国のみならず、諸外国におきましても、軽微な障害については一時金の支給という制度をとつておる例が多々ございまして、それは結局、あまり細かい一時金は、年金にしても年金としてもらう額がほんとうのわずかな額になつて、金額があまりにも零細化するという趣旨で、軽微な障害の補償については一時金制度を採用しておるわけでございます。そういう大筋のつもりまして今回の改正案を検討したわけでございますが、まさに御指摘の通りに、厚年の障害年金との調整とでございします。今後このまゝの姿で移行するかどうかという点については、さらに検討を要するものと私どもは考えておる次第であります。

○滝井委員 八級というものは、一つの目が全然見えなくなつて、片一方の目が○・二以下ですよ。それから脊髄に運動障害があるものです。これははるほど軽微でなければ、こゝろあたりまでは、十分年金の適用の可能性のあるところですよ。片一方の目が見えなくなつて、片一方の目は○・二以下ですよ。非常に、何というんですか、社会的活動というものは阻害されるのですよ。独眼流の上を○・二以下ですからね。だから、こういう点を考えると、むしろ年金化の方向を貫かなければいけないのであります。ところが、厚生年金との関係でそうはいかなかつたわけでしょう。それからいまいち、一酸化炭素中毒、職業病、今度国民年金では、精神障害まで全部入れることになつてやつたのです。非常に範囲を広げてきているわけですよ。そうすると、そういう関係というものは、こゝろには年金化の方向はないわけですよ。だから、こゝろあたりをもう少し私は検討してもらふ必要があると思ひます。八級の病気のあれを見ますと、軽微なものもありますけれども、相当重いものもあるわけですよ。だから、そこあたりを、むしろあなた

○石黒政府委員 労災の障害等級十四級でございます。うちのごく軽微なものは、これは非常にわずかな年金を毎年もらつてもしょうがないので、一時金でやつたほうがよからうというところは、どの方面からも御異論のないところでございしますが、どの辺までを軽微として一時金とし、どの辺から年金で補償するかという点につきましては非常に議論がございまして、今日の障害等級表は、そういう一時金と年金と二種類の補償方法があるのだという前提としてつくつたわけではない、どこで切りましても問題があるわけでありまして、十級までにするべきである、あるいは九級、八級にするべきである、七級にするべきである、いろいろ議論があつたわけでございます。審議会におきましては八級までというふうに一度結論が出ましたが、いろいろな関係で御指摘のごとき事情もございま

○村上(茂)政府委員 御指摘の問題は、軽微な障害について年金にするか、一時金にするかという問題が特にその中心のようでございしますが、これはわが国のみならず、諸外国におきましても、軽微な障害については一時金の支給という制度をとつておる例が多々ございまして、それは結局、あまり細かい一時金は、年金にしても年金としてもらう額がほんとうのわずかな額になつて、金額があまりにも零細化するという趣旨で、軽微な障害の補償については一時金制度を採用しておるわけでございます。そういう大筋のつもりまして今回の改正案を検討したわけでございますが、まさに御指摘の通りに、厚年の障害年金との調整とでございします。今後このまゝの姿で移行するかどうかという点については、さらに検討を要するものと私どもは考えておる次第であります。

○村上(茂)政府委員 御指摘の問題は、軽微な障害について年金にするか、一時金にするかという問題が特にその中心のようでございしますが、これはわが国のみならず、諸外国におきましても、軽微な障害については一時金の支給という制度をとつておる例が多々ございまして、それは結局、あまり細かい一時金は、年金にしても年金としてもらう額がほんとうのわずかな額になつて、金額があまりにも零細化するという趣旨で、軽微な障害の補償については一時金制度を採用しておるわけでございます。そういう大筋のつもりまして今回の改正案を検討したわけでございますが、まさに御指摘の通りに、厚年の障害年金との調整とでございします。今後このまゝの姿で移行するかどうかという点については、さらに検討を要するものと私どもは考えておる次第であります。

○滝井委員 八級というものは、一つの目が全然見えなくなつて、片一方の目が○・二以下ですよ。それから脊髄に運動障害があるものです。これははるほど軽微でなければ、こゝろあたりまでは、十分年金の適用の可能性のあるところですよ。片一方の目が見えなくなつて、片一方の目は○・二以下ですよ。非常に、何というんですか、社会的活動というものは阻害されるのですよ。独眼流の上を○・二以下ですからね。だから、こういう点を考えると、むしろ年金化の方向を貫かなければいけないのであります。ところが、厚生年金との関係でそうはいかなかつたわけでしょう。それからいまいち、一酸化炭素中毒、職業病、今度国民年金では、精神障害まで全部入れることになつてやつたのです。非常に範囲を広げてきているわけですよ。そうすると、そういう関係というものは、こゝろには年金化の方向はないわけですよ。だから、こゝろあたりをもう少し私は検討してもらふ必要があると思ひます。八級の病気のあれを見ますと、軽微なものもありますけれども、相当重いものもあるわけですよ。だから、そこあたりを、むしろあなた

○石黒政府委員 労災の障害等級十四級でございます。うちのごく軽微なものは、これは非常にわずかな年金を毎年もらつてもしょうがないので、一時金でやつたほうがよからうというところは、どの方面からも御異論のないところでございしますが、どの辺までを軽微として一時金とし、どの辺から年金で補償するかという点につきましては非常に議論がございまして、今日の障害等級表は、そういう一時金と年金と二種類の補償方法があるのだという前提としてつくつたわけではない、どこで切りましても問題があるわけでありまして、十級までにするべきである、あるいは九級、八級にするべきである、七級にするべきである、いろいろ議論があつたわけでございます。審議会におきましては八級までというふうに一度結論が出ましたが、いろいろな関係で御指摘のごとき事情もございま

○村上(茂)政府委員 御指摘の問題は、軽微な障害について年金にするか、一時金にするかという問題が特にその中心のようでございしますが、これはわが国のみならず、諸外国におきましても、軽微な障害については一時金の支給という制度をとつておる例が多々ございまして、それは結局、あまり細かい一時金は、年金にしても年金としてもらう額がほんとうのわずかな額になつて、金額があまりにも零細化するという趣旨で、軽微な障害の補償については一時金制度を採用しておるわけでございます。そういう大筋のつもりまして今回の改正案を検討したわけでございますが、まさに御指摘の通りに、厚年の障害年金との調整とでございします。今後このまゝの姿で移行するかどうかという点については、さらに検討を要するものと私どもは考えておる次第であります。

に踏み切つたのに、一時金を残しておるということはやはり問題だと思ひます。一級から八級までやるものなら、きちつとおやりになつたほうがよかつたのではないか。一時金の制度を残すと、厚生年金との関係が、さいせん言つたように問題になつてくるわけですよ。あなた方が一級から八級まで年金化すれば、これは幾ぶん減するけれども、厚生年金と併給はすつと行なわれる。一時金のところは、これは厚生年金との併給が全然ないわけですよ。一時金にされた部分は、厚生年金をその間はストップされるわけでしょう。そうすると、一時金というものは、あなた方がいま理論展開をやつたように、労働者を補償する制度としてはよくないんだ、こゝろおつたわけですよ。よくない制度なら年金化したのだ。そうすると、よくない制度なら厚生年金を初めからやつておつていいわけなのに、一時金を残しておきながら厚生年金をおやりになつていない。それでしょう。全然おやりになつていない。そうすると、一体一級から七級までについては、部分的であつても厚生年金は併給をする、五十七・五を引いて併給します。それなら一時金はなぜ厚生年金を併給しないんだということになります。

○石黒政府委員 労災の障害等級十四級でございます。うちのごく軽微なものは、これは非常にわずかな年金を毎年もらつてもしょうがないので、一時金でやつたほうがよからうというところは、どの方面からも御異論のないところでございしますが、どの辺までを軽微として一時金とし、どの辺から年金で補償するかという点につきましては非常に議論がございまして、今日の障害等級表は、そういう一時金と年金と二種類の補償方法があるのだという前提としてつくつたわけではない、どこで切りましても問題があるわけでありまして、十級までにするべきである、あるいは九級、八級にするべきである、七級にするべきである、いろいろ議論があつたわけでございます。審議会におきましては八級までというふうに一度結論が出ましたが、いろいろな関係で御指摘のごとき事情もございま

○村上(茂)政府委員 御指摘の問題は、軽微な障害について年金にするか、一時金にするかという問題が特にその中心のようでございしますが、これはわが国のみならず、諸外国におきましても、軽微な障害については一時金の支給という制度をとつておる例が多々ございまして、それは結局、あまり細かい一時金は、年金にしても年金としてもらう額がほんとうのわずかな額になつて、金額があまりにも零細化するという趣旨で、軽微な障害の補償については一時金制度を採用しておるわけでございます。そういう大筋のつもりまして今回の改正案を検討したわけでございますが、まさに御指摘の通りに、厚年の障害年金との調整とでございします。今後このまゝの姿で移行するかどうかという点については、さらに検討を要するものと私どもは考えておる次第であります。

○村上(茂)政府委員 御指摘の問題は、軽微な障害について年金にするか、一時金にするかという問題が特にその中心のようでございしますが、これはわが国のみならず、諸外国におきましても、軽微な障害については一時金の支給という制度をとつておる例が多々ございまして、それは結局、あまり細かい一時金は、年金にしても年金としてもらう額がほんとうのわずかな額になつて、金額があまりにも零細化するという趣旨で、軽微な障害の補償については一時金制度を採用しておるわけでございます。そういう大筋のつもりまして今回の改正案を検討したわけでございますが、まさに御指摘の通りに、厚年の障害年金との調整とでございします。今後このまゝの姿で移行するかどうかという点については、さらに検討を要するものと私どもは考えておる次第であります。

して、七級までということにいたしましたわけでございます。ただいまの障害等級表をつくりそのままで、この年金と一時金の二つの補償方法を併用することが、恒久的の制度として合理的であるかどうかにつきましては問題があると存じます。したがって、いまして、ともかくも、障害補償の二つの大きな制度でございまして、厚生年金と労災の年金と、両方が食い違つておることもまずいこととございまして、厚生者と協力をいたしまして、両方の制度の障害等級表を、いまよりもつと両方がびたりと合はざるように調整をする。それに従つて等級の分け方もさらに合理的なものにする。それに伴つて、またもちろん何日分という点につきましても検討が加えられなければならない。八級のうちのわずかな部分を七級に上げるといふのは、とりあへずの措置として出るのじゃないかと考えております。さらに、ここ一兩年の間に障害等級表全般の検討をいたして、その結論が出た場合には、さらに立法措置を講じて御審議を仰ぎたいというふうに考えておるわけであります。現在の状態そのまゝでは、若干の無理があることは御承知のとおりであります。これは早晩是正をいたしたいと考えておるわけでございます。

○滝井委員 等級表が非常にアンバランスがある点については、これはぜひ早急に専門的な学者の検討を経て、厚生、労働等にあるところの等級表をきちんとしたならぬと思ふのであります。

その前に、一級から七級までが年金化されることによって、厚生年金は初めからずつともらうていきます。それから障害補償のほうは、今度の障害年金のほうは、厚生年金の五十七・五を差し引いたものが併給されていくという形です。ところが、八級以下の一時金はどういうことになるかという、この六年分の一時金はもらえることになるが、厚生年金は六年間は停止されてしまふのでしよう。これを私は問題にしておる。それならば、六年のところもひとつ五十七・五を差し引いたものでもいいからしてください、そのかわり厚生

年金もこの一時金は初めからもらつてくださうというのをやるのが理論的に筋が通る。それをやつていないのはおかしいじゃないかということなんです。だから私は、やはりこの点は修正してもらわなければいかぬと思ふのです。そこで一時金を差別待遇しておいた上に、厚生年金の適用もストップするなんという理論は成り立たないです。七級と八級のたつた一級の違いのところ、片や一部減らされるにしても厚生年金と併給される、片方は六年間は全然併給がないという片手落ちの制度は、こういう画期的な改正をやるときにはやつてはいかぬと思う。これはわかるでしよう。

〔委員長退席、渡合委員長代理着席〕

○石黒政府委員 身体障害に対する厚生年金保険の年金が出ます場合は、労災は必ず年金になるように今回仕組んでございます。したがって、こちらが一時金であるという場合に、厚生から年金が出るというふうにはならないように調整をいたしております。したがって、こちらの八級の一級年金が出る場合に、厚生のほうも年金であつて六年併給停止という事態は生じないようになっております。ただ、ごくわずかな点で等級表の食い違いがございまして、きわめてレアケースとしてそういうケースが出るので、それは障害等級表全般の検討を待たずに早急に改めまして、八級から七級に上げるといふ措置を講じて、そういう事態が絶対に生じないように思つております。

○滝井委員 そうしますと、八級については厚生年金の併給ができるように全部きちんとしてしまひます。こういうことでいいじやうぶですね。

○石黒政府委員 八級について厚生の併給がいうことではございせん、私の説明がややこしく、たいへんまずくして申しわけございせんが、厚生の年金が出るケースはうちの七級でほとんど全部カバーしてしまつて、八級の一時金をもたらう人が厚生の年金をもらつて、きわめて少数のレアケース以外はない。したがって併給停止という事態は起こらない。そのきわめて少数の

例外的ケースも、この法律が成立いたしましたならば早急に手当てして、なくすようにしたいと思つております。

○滝井委員 少数のものでも不公平があつてはいかぬですから、ぜひそうしてもらつて併給ができるようにしてもらひたい。

そうすると、休業補償費は、いままでは七日まで待期して八日から支給しておつた。今度は、健康保険と同じように、三日待期して四日目からもらえます。これは健康保険がそうなつておりますが、これは健康保険にならつてこつたので、何か、何かはかに理論的根拠があつたのですか。

○石黒政府委員 私どものほうといたしましては、健康保険にならうというよりは、むしろILO百二二条の基準にならう。ほんとうならば、一日目から補償するのが理想でございすけれども、休業一日、二日というのは非常に多いございすから、直ちにこれをやるのは困難であるので、現在はやむを得ず最低限のところだけは、いわゆる足切りをするということで、ILOの最低限として認めておるところでやることにいたしましたわけでございます。

○滝井委員 そうしますと、休業補償の給付は賃金額の六〇％ですね。傷病手当も六〇％。失業保険も六〇％。ところが、公務員の共済は一〇〇％です。それから、いまあなたの言つたILOは三分の二の六七％ですね。そうすると、三日までは待期、四日からはILOになつたのなら、どうして一番大事なところをILOにならわぬのですか。

○石黒政府委員 先生のおっしゃいました三分の二というのはILO百二十一号条約で、百二二条約は五〇％と記憶いたしております。

○滝井委員 私は、百二二号の精神から言つて三分の二だから、六七％になると思ふのだけれども――まあ、これはあとで調べてください。次は、この五十七・五です。この五十七・五といふのは、どういふ理論的な根拠から出たか。事業主の負担は四十二・五で同庫負担が一五％、だ

からそれを足して五十七・五を、厚生年金と労災の給付が併給になるときに引くことになるわけですね。一割五分の同庫負担を引くという理論は、どうもおかしい。保険は、片や無過失賠償責任論に基づく経営者が、全額保険をメリットシステムで出している。厚生年金は、国の法律に基づいて、労使がそれぞれいままでで言へば千分の三十五、新しい法律で言へば千分の五十五を折半して出して、そうして国が厚生年金の給付をするときに一割五分を負担する、こういうシステムになつていくわけでしょう。だから、一番最後になつて給付をするときに、一割五分がくついついてくる形になるわけですね。こういう異なつた制度の間の調整をやる場合に、一割五分の同庫負担を引いてしまふといふことはおかしいじゃないかということなんです。

○石黒政府委員 ただいまの御質問にお答えいたします前に、百二二条約のことを申し上げますが、百二二条約の六十七七条の末尾において休業補償のことが規定してございす。この場合は、標準家族につきまして百分の五十というふうに定められております。第十一部の附表でございす。

それから厚生との調整の問題でございす。こういう調整というふうな規定が必要であります。これは、厚生年金と労災保険との適用範囲がずれておるために生ずることとございす。全労働者が完全に両保険によつてカバーされております場合には、こういった制度は必要なものでございまして、その意味におきまして、最終的な完全な制度とは私ども考えておらないわけでございす。とりあへず五十七・五を差し引くという原案を作成いたしましたときには、御指摘のごとく使用者負担分と同庫負担分を差し引くということとございす。使用者負担分が負担として同じ使用者にかぶさつておるといふことは申すまでもないこととございまして、同庫の分につきましては、現在現行の法律及びこの改正案に基づく年金が行なわれるのみで、現在の同庫負担は、御承知のごとく長期給付についてなされておりました。これは打

ち切り補償相当分を使い果たしたあとに出して補助するといふたてでございませうが、非常に高率でございまして、現在の長期給付の半額前後といふものは国庫負担の金でまかなわれておるわけでございます。それほどの高率の国庫負担がありますのに、厚年の国庫負担とダブって支給するといふことはやはり適當ではあるまいといふことで、三十五年に導入されました五十七・五という算定方式を今回も一応援用することとした次第でございます。

○滝井委員　そうしますと、今度千分の三十五の保険料率が千分の五十五になつて、国庫負担が一割五分から二割にふえてくるということになつた場合に、この理論を適用すれば、労働者はますます損をすることになるわけですね、引かれ方が多くなるわけですから。御存じのとおり、厚生年金もよりやく一万年年金が実現をしたのだけれども、一万年もらうのははるかかなたでもらうのであつて、現在の平均標準報酬が二万五千円でなければならぬ、そうして掛け金を二十年かけなければならぬといふよりな人といふものはほとんどないわけですよ。いまの平均標準報酬は一万四、五千円ぐらいです。そうしますと、今度一時金であつたものが年金化するといふことになれば、そんなにばく大な金をこれからはもらひわけにはいかない。といふのは、基礎的、理論的には、さいぜんから私が設例したように、滝井委員の十の労働能力が、ばつと手を切られて三だけ減つた、その三だけ補つてんしてそれを年金でくれるものだから、したがつてこれも生活の保障にならぬ、年金も生活の保障にならぬといふのに、障害給付のほうから厚生年金の五十七・五を差し引かれることになる、合せても生活の保障にならぬわけですよ。そういういたしますと、やはりこれは、そういうものを引かずに併給しなければならぬのじゃないかといふことになるわけですよ。一体これらの理論をあなた方は検討してきたのかといふことです。将来はそれを併給する展望でも持つておるのかどうですか。

○石黒政府委員　先ほど簡単にちよつと申し上げ

ましたけれども、厚生年金における障害年金と労働の障害補償給付としての年金との関係といふものは、現在両保険のカバレッジを前提といたしますと、どうしても最終的な完全な解決といふものは非常にむずかしいのじゃないか。将来の姿としてどうあるべきかといふことになりまして、これは理屈の上で割り切るのには二種類考えられるわけでありまして。

一つの割り切り方は、イギリス方式と申しますが、社会保険は社会保険として、純粋な社会保険として厚生年金的な給付を常に全額出す。その上に使用者負担の損害賠償として足す分が幾らかというのを別途計算して、業務上の人たちには損害賠償を上積みで出す。その上積み額といふのは、全部の人が必ず厚生年金をもらうわけですから、上積み額も、一定の率でもって調整とか何とかがなしに上積みする。すなわちその額がどうなるかは別といたしまして、両方が調整なしに一〇〇％併給という形になります。

もう一つのやり方というのは、厚生年金が見るのはもっぱら業務外の障害である、業務上の障害といふのは全部労災が見るのだ。これは健康保険と労災との関係のように、縦にすばつと割つてしまふ。その二つのやり方があろうかと考えます。

現在の厚生年金及び労災保険の今日までの発展の歴史、それに基づく既成事実を前提といたしますと、そのいずれの方式をとりましても、いま直ちにどちらかに割り切ることはできないことが現実である。したがつて、厚年を底にしてそれに労災を上積みするけれども、労災からも若干足す、こういうかつこうをとつております。将来はいずれかの方向に割り切りたい。おそろく今日の形をとりましますならば、イギリスの方式に近い形になるのじゃないか。これは両方の保険財政の問題並びに全面適用の問題、すべてが片づかなければ最終的な割り切りはできない、こういうふうに考へております。

○滝井委員　私は本で読んでみましたが、あなたの言ひのように、生活保障部分は厚生年金なら厚生

年金が見る、それから労災はその上積み分を労災の補償として見ていく、こういうイギリス方式とそれからすばつと縦割りにして、健康保険と労災みだいに業務上の傷病と業務外の傷病と、二つすばつと分ける方法がある。もう一つは、いま私が言ひのように、どちらも併給しないといふ方式がある。これを忘れちゃいかぬ。どちらもしないといふのがもう一つある。もう一つは、そのイギリス方式と、それからそれぞれ分担するものの中割り形といふのが幾つかあるわけですよ。本を讀んでみると四つくらいあるのです。中間のはややこしいから、やはり私は三つだと思ひます。

完全併給といふものを、あなた方ひとつ考へておいてもらわなければならぬ。というのは、日本では、御存じのように年金額は制度的に見てどれくらい少ないのですよ。だから、合算してもなお少なく、生活保護を受けている人がおるのです。それほど低いのですから、それを考へてすみやかに将来の制度的な方向を出してもらいたい。厚生年金の審議のときに実は私、質問をしたのです。そうしたら保険局では、最低生活を保障する部分については厚生年金で見ましょ、そうして災害補償の上積み部分として労災で見ていくといふ、イギリス方式ですか、そういうことがいいと思ひます。厚生省はそういう答弁です。それならば、それできちつとしてやれば、そこから国庫負担の整理が起こつてくるだろうし、保険料率の整理が起こつてくるだろうし、事務的にも非常に簡素化されてくる、こういう形になるのです。だから、そこらのきちつとした方針を早く出してやらないと、あいまいもかかるうちにこういう制度があつちこちにてきて同じようなことをやつておつたのでは、非常に迷惑をするのは労働者です。実に事務が複雑ですよ。厚生年金の障害の手当をもらふ手続、それから労災の手続、それは戸籍謄本をとつたりして実によやくしいわけでしょう。それから、あなたのほうだつて事務的にも、片や社会保険出張所です、片や基準監督署ですと

こつち何回も出さなければならぬ。日本の経済活動にいろいろ各省関係の弊が支障を与えていくわけですよ。そういう意味で、これはすみやかにやつていただく必要があると思ひます。

○石黒政府委員　前半の御質問でございますが、私、不勉強でございまして、学説が二種類に分かれておりますか四種類に分かれておりますか存じませんけれども、私が申し上げましたイギリス方式といふのは、損害賠償として支払う額は一定にしておいてそれはいつでも全部払う、すなわち完全併給方式といふふうに考へておるわけでありまして。ただ、上積みが薄いのか厚いかという問題があるわけでございますが、全労働者が障害の場合に必ず厚年をもらうならば、労災はその上積み額を常に出す。したがつて、その上積みから何も差引くなどという必要はないわけでございます。で、両方完全併給方式といふふうに考へて、イギリス方式が完全併給方式であるといふふうに考へたわけでありまして。もちろん、その高さといふことにつきましては経済事情その他の問題があります。

それから、いろいろな保険がでんでんばらばらであるといふ御指摘は、私も労働者からそういうことを申してはあはれさきさきがあるかもしれないませんが、非常にばらばらであるという印象を持つております。今回の改正にあたりまして、各種保険をいろいろ調べましたけれども、非常にばらばらでありますために、労災との関係をきちんとするの非常に苦労をいたしました経験がございます。しかし、これはほかの保険を全部直すわけにまいりませんので、厚年の全面適用といふようなことから始めまして、すみやかに何とかすつきりした制度にいたし、かつ徴収の窓口なんかは、特にできるだけ一本にするように努力したいと考へております。そういう問題を全部ひつくるめまして、私どもとしまして、いまのままでいいと思つてゐるわけではございません。いまの制度を前提とすればこのようにな案しかないとけれども、将来はもつといふ制度にいたしたいと

いう趣旨で、今次の改正におきまして、一番終わりに、附則四十四条で全般的な改正の検討を行なつて、その結果に基づいてすっきりした法律をつくれという趣旨の規定をわざわざ設けた次第でございます。

○滝井委員 そろそろと、もとに戻りますが、今度の改正で五十七・五を差し引くのが、それより以上のものを一、四庫負担が一五%から二〇%になったし、事業主負担が四十%になって、六十%引かれることになって損になるわけですね。したがって、当然、これは法律の改正のときに、その分の厚生年金の改正に伴う修正というものは、政府はすなおにやるのです。

○村上(茂)政府委員 先ほど来る御意見があり、石黒部長から答弁がありましたように、この調整問題につきましては、附則第四十四条で将来の検討事項とされておるわけでありまして、したがって、すでに提出しております法案を直ちに六〇%減額に修正するかなんかという点については、ただいまのところ、政府としては六〇%減額の修正案を出す意思はないということを申し上げたいと思ひます。

○滝井委員 修正の意思がなくても、国会の意思として法律が通つたわけですね。そしてここで、厚生大臣は政府を代表して国庫負担二割、それから保険料率は千分の五十八を五十五に下げることについては異議ありません、こうおっしゃつたわけですね。したがって、当然五十七・五は、いまの厚生年金法に基づいて五十七・五になつておるんだから、私もこれについては理論的な根拠が非常に薄弱でよくわからないんだけれども、とにかく法律が変わつたことは事実なんだ。法律が変われば、変わったことに基づく修正をやらぬことには話にならぬ。ちょうど四月一日施行というのをいまになってやるんだから、五月一日施行に機械的に変えるのと同じですよ。全く法律が変わつたら、前の法律が消えてなくなつたら、今度新しい法律ができたらそれを根拠にしてあとから通す法律は変えていかなければ、国会としては非常に

片手落ちになるわけですね。これは政治的なものではない、全く機械的な、事務的なものとして処理しなければならぬ。

○村上(茂)政府委員 先ほど来いろいろ御質問のございました点は、法文の裏にひそみますところの、一つの理論であり、計算方式でございますが、表面にあらわれた法文そのものは、五十七・五という数字ですべて尽くされておるわけでございます。その裏の計算方式というのは法文の表面に出ておりませんので、五十七・五をいかにすべきかという問題として、一応技術的に考えられるかと存するのであります。そこで、五十七・五という減額率をとらえて、それを六十にするか、いなかという点につきましては、先ほど政府としては、あえて理論的な基礎が変わつたものだから、法文そのものにあらわれた五十七・五という数字を直接直ちにいじるといふ考えはないというところを申し上げたのでございますが、私からはとりあえずその程度お答え申し上げておきます。

○石田国務大臣 いま基準局長が申しましたように、政府として修正するという意思はございませんが、国会で御意思が決定されるならば、それを尊重していく方針でございます。

○滝井委員 しかし、理論的に言つて、こういうところは、政府として意思がないんという言ひ方は通らぬのじゃないか。なぜならば、五十七・五という数字の基礎はどこから出たんですかと云つたら、それは厚生年金の千分の三十五を一〇〇として折半すると、事業主負担は四十二・五になります。それから国庫負担が一期五分つておりますから、一割五分を足すと五十七・五になります。裏も表もない。それがこの五十七・五というものの冷徹な数字的な基礎であります。その数字の基礎の十五が二十に法律的に変わりました、それから四十二・五が四十になりました、ということになれば、足し算をしただけになりますよ、こういうことなんです。だから、それに伴う改正というものは当然やらなければならぬと思ひます。しかし、そのままやつたのでは労働者は損

になりますよ。ここから先が政治的になるわけ、ぼくはまだこれから先のことを尋ねておるわけじゃないんだ。だから、そういう事務的なところは、当然政府としてはやらなければならぬ責任と義務があるんじゃないか。それから先をどう取り扱うかということはわれわれの関知するところではない、こういう答弁ならいいのです。

○石黒政府委員 御指摘のごとく、純事務的に計算をいたしますと、すなわち、厚生年金保険法の改正が国会修正どおり成立した後にわれわれがその法律を出したといひますならば、五十七・五が六十ということになるはずでございます。ただ、私も原案を出しておる立場から、五十七・五を引くのも多少気の毒な感じがしながら出しておるわけでございます。それを六十に国会で御修正いただきたいというふうにはお願いしたくない、これがわれわれの気持ちでございます。

○滝井委員 まあいいでしょう。理詰めで質問をしておるものですから、きわめてビジネスライクにやつておるわけで、政治的にはやつていないのです。だから、大臣には答弁を求めていないのです。次は、この年金の受給資格者の範囲を制限して、年金受給資格のない者については一時金四百日分を支給します。この四百日分というのは、どう

いう理論的根拠から出ているのですか。
○石黒政府委員 従来の労災において補償いたしました被災労働者の平均家族数を調べましたところ、三・八人ということになっております。今回の改正案におきましては、遺族一人の場合は三〇%、以後一人につき五%ずつふえていって五〇%で頭打ち、こういう算式をとつておるわけです。そこで三・八人の家族の場合の遺族、これが理論上受け得る遺族年金の三年分という計算を原価計算いたしました、そして二、三日分の端数がございまして、まるめて四百日というふうに計算をしたわけでありまして、いままで千日分やつておつたのを、三年分やるからということですが、そうすると三百日にしかならない。千日にどうい

う計算をしたか、これが四百日になるのですという数式をちょっと示してもらいたい。

○石黒政府委員 千日分に直接連結した算式はございません。遺族が一人の場合には三〇%、すなわち三百六十五日かける〇・三、これに一時金でございますから利息計算をするわけでございます。三百六十五日かける遺族一人でございますから〇・三、これが一年分でございます。三年分にいたしますと、これにさらに三をかける。そうすると三百何日かに相当する。それと同様の方式をもちまして、三・八の家族数に対応いたしましたその三年分、こういう計算が約四百日ということになります。

○滝井委員 その一人三〇%、ILOの最低基準は四〇%ですね、労災審議会は一人三〇%、いま一人加算が五%だと言つておつたが、労災審議会は一人加算一〇%じゃなかったですか。それで頭打ち六〇%、こういうところもだいたい切り下げられておるようですが、御存じのとおり、厚生年金では遺族の一番典型的な代表である妻については、四十歳以上でないといふまでは遺族年金がもらえなかつたのです。それを年齢を撤廃して、非常な前進をはかつたわけですね。こちらも幾ぶん前進をはかつたのかも知れないけれども、もう少し出しつてもいいんじゃないか。遺族ですからね。御存じのとおり、国家に功労があつたという軍人の公務扶助料というのは非常に上がつてきています。しかもそれが毎年もらえるわけですね。それで戦場には行かなかつたけれども、いわゆる生産戦争に働いておつた、そしてそこで命をなくしたという人には、やはりもう少し、保守党としても労働省事務局としても、考えてみる必要があるんじゃないか。ゆりべあれだけ無理をして、千五百億の金をはるか霧のかたの地主に支給をするわけでしょう。現実に生産に寄与して、業務上の災害で命がなくなつた人に四百日分ということも、しかも兄弟姉妹はだめだったんじゃないですか。ある程度制限しましたね。もとより遺族の範囲を狭めたでしょう。こういう点があるから、ILO

の最低基準までくらは持っている必要があるんじゃないか、その三〇%をもう一〇%上げて、四〇%くらいにする必要があるんじゃないかという感じがしますがね。

○石黒政府委員 ILOにおきましては、子供二人を有する家庭に対する年金を四〇%とせよというのが百二号です。それで、今回の改正原案におきましては、それと合致したということとございまして、われわれも少なくともILO百二号条約までは持つていきたいというふうには努力したつもりでございまして、かつかつILOの最低基準には合っております。

○滝井委員 かつかつILOに合っておればいいんですが、長期傷病給付の一種、二種の区別を撤廃して二百十九日ですか、いままで一種が二百日、二種が二百四十日だったんですね。結局一種の人はいいんですが、二種は日数から言っても二百四十日になるわけですね。いままでは、二百四十日と二百十九日の間ぐらひの二百十九日というふうには、薬代や通院費が入っていたわけですね。今度二百十九日というのは、それ全部を見てくれるわけですか。まあ見てくれるというふうに頭を縦に振っておるから、それにしても他のものを年金化して安定をさせようというのに、これだけが二百日と二百四十日の間ぐらひの二百十九日というふうには、やはりちょっと問題じゃないかという感じがするんです。というのは、私は、これを二百十九日で認めようとするならば、こういう長期の傷病というのはいけい肺とかせき損で、脊髄骨折ですから、したがってこの六十を少なくとも八十ぐらひには上げる必要があるんじゃないか。貸金日額の一〇%、まあ一〇%としたいところだけれども、そうもいかぬでしょうから、つつましやかに謙虚な要求として八〇%ぐらひにする必要があるんじゃないか。私はやはり、ここ数年米の箱根やその他に休んでいらつしやるけい肺の患者の皆さん方が、たまたましく手を動かしながらわれわれに幾度か切々訴える手紙をくれたわけですね。今度は、われわれが何も言わなく

たつて、そういうものの貸金日額は当然八〇%になつておるだろうと私は期待しておつたのです。はづつてみたらなつていないのです。そうしてスライドのほうも、二〇%を一〇%ぐらひにしたかと思つたら、これもしていないというところになつた。なるほど年金化していいほうに向いたかもしれぬけれども、長期の傷病給付については、ほとんど前進してないと言つていいわけですよ。だから、これはわれわれとしては、少なくとも、範圍を限局してでもいいから、こういう長期傷病給付については六割を八割には絶対に上げてもらいたい。

これは私のほうの理事にもお願いしますが、これくらいのことをしてもらわなければ、実際にこの法案を簡単に通すわけにいかぬですよ。お互いにヒューマニズムを持つていられるんですから、しかもそれが何万人おるといふ数ではないのですから、けい肺とか脊髄損傷といふものは非常に限られた数です。そういう人たちに二〇%のスライドをそのままにしておいて——私もここで何回か言つた。もうここ三、四年、村上さんが局長になつてから何回も言いましたよ。ところが、われわれが言つても六〇%のままでいいことでは、これは納得できないですよ。だから私は、これは絶対今度の修正をやる場合には八〇%にしてもらわなければ納得できない。きのうも、わざわざ手押し車に乗つてたくさんやつてきましたよ。こういう陳情書を、滝井委員と書いて、そうして写真を入れて、こうして褥瘡も出ている哀れな状態の方が一番望むところは一体どこですか——これはなけなしのさいふから出して、ずいぶんみんな金をかけておるわけですよ。そうすると、一番の願いは、私たちがこうたくさんして、しかも、この段階にきて私どもの最後の一つの願ひは、休業補償、長期傷病補償の第一種、第二種の給付率は平均賃金の一〇%の支給としていたが、しかし、これは一〇%は無理じゃないかな、まあばくらが言える限界は、いままであなた方も八

割は最低のお願いだと言つておつたから、まあ八割くらいじゃないでしょうか、それでいいです、ぜひひとつ八割にしてくださいと切々と訴えて帰つたのです。われわれもやはりヒューマニズムを持つて政治家をだすから、それはそんなに多い数じゃないので、少なくともけい肺なりになつてからの賃金といふものはぐつと下がつておるわけですよ。下がつておるもの六割だから、聞いてみると七千円か八千円だと言ひのです。それは私はいかぬと思ひのです。したがつて、こういうところは労働省もひとつ目をつぶつて八〇%にすべきだ。少なくともこれは八〇%にして、その人たちの賃金、いわゆるけい肺とかせき損とかいふ非常に長期の傷病だけに限つてもいいから、そこらへん八〇%に計算をしてあげることが一番いい。これはいま附則の四十四条でどうせもう少し根本的な検討をおやりになると言ひけれども、それまで待てないですよ。こういう褥瘡が出ておるとかして休んでおる人たちは待てないですから、ぜひひとつしてもらいたいと思ひのです、御意見どうですか。

○石黒政府委員 従来の長期給付の患者につきましては、そういう気の毒な実情を私も十二分に承知しておるつもりでございまして、法律の面のみならず、保険施設その他につきましてもこの患者を最優先として、非常に微力でございますけれども、できるだけの努力をいたしてまいつておるつもりでございます。今回の改正法におきましては、御指摘のごとく二百十九日というのが出たわけでありまして、従来の長期給付患者は、入院患者につきましては第二種で二百日ということになつておる。すなわち、三年たつ前は貸金日額の六〇%の平均賃金を受けておつたわけでございます。三年たちますと、二百日に落ちて五二、三%でございますが、だいたい落ちるわけでございます。これを休業補償と同率に上げたわけでございます。休業補償との均衡上、この六〇%という数字を動かしますことは非常に困難でございます。ただ、御指摘のように、特にけい肺患者のような人たちは、管理一、二、三と順次進んできて、最後に四

は、管理一、二、三と順次進んできて、最後に四になつておる。その間に賃金が低くなつておるの、普通どおり、管理四の発病前三カ月で計算されると非常に損である。そのために非常な低賃金の人が出ておるといふことは、私どもも十分認識いたしております。したがつて、発病時といたしまして、管理二になつたときの時点がはつきりしておる人につきましては、その時点にさかのぼつて計算をし直すようにという措置を昨年来講じております。今後におきましてもこの方針はさらに徹底をいたしたい。また、そのほかの特別に気の毒な方につきましては、基準法どおりの平均賃金を基礎として給付日額をきめますのは非常に無理である、非常に気の毒過ぎるという場合につきましては、その算定方式に特例を加へまして、できる限り救済をはかりたいというふうに考へておる次第でございます。

○滝井委員 平均賃金に相当する額を給付基礎日額とすることが、著しく不適当であると認められた場合にやることになるわけですね。その場合だつて、あなた方が自由にやるのじゃなくて、やはりこれは人権に関係することなんだから、一万五千元なら一万五千元の最低賃金を法律に書いておく必要がある。あなたの方のほうにすれば、大蔵省の制約を受けていつも不安定になるわけですね。だから、きつと一万五千元の最低賃金を、炭坑一万六千元なら一万六千元ときめて、今後、春闘の共同会議との交渉でも石田さんが、最低賃金を全国一律のものをきめたいと言つておるのですから、こういうものから先にやるべきだと思ひのです。そうしてまず安心させて、力関係で風のまにまにゆれるのではなくて、一万五千元なら一万五千元の最低は、せき損なりけい肺の管理四区分の者には上げますよという形を法律でつくつてやる必要がある。そうして物価が上がつたら、今度それを法律で直していったらいいんです。一年目でも二年目でも、毎年国会はあるんだから、そのくらい配慮が必要だと思ひ。昔のはるかかなたの賃金を基礎にして、それを管理二のところに持つて

いつて直してやると言つたつて、管理二のところ
が、非常にインフレが高進したときは安いものにな
つてしまふのです。だから、そういう点では、
やはりこの際は、根本的な改定をやるまでは当分
これらのものについてだけでも八割なら八割とい
うことをここにきめておく必要がある。そうでな
ければ定率、定額を法律に書くか……。私はこれ
は党に帰つて言いますよ。これだけやってもらわ
ぬことには、率直に言つて絶対通されぬですよ。
もうきのうのころからみんな来て言われた。おそら
く参議院だつてそうですよ。だから、これは新し
い折衝の項目になるかもしれないけれども、絶対
にやってもらわなければならぬです。これは大臣が
来たから大臣に言いたいところですが、来てない
ですから、私のほうの理事にも私から申し上げま
す。

次に、農業のことなんです。この農業者の労災
適用の問題について、ちょっと時間がないですか
ら先に触れますが、特別加入の制度ができて、
「労働省令で定める種類の事業を労働者を使用し
ないで行なうことを常態とする者」という、この
一人親方、これに農業が入るわけですね。そうで
しょう。

〔滋谷委員長代理退席、小宮山委員長代理着
席〕

○石黒政府委員 農業につきましては、一号に入
るもの、三号に入るもの、五号に入るもの、い
ろいろ出てくるのです。

○滝井委員 そうすると、一号の「労働省令で定
める数以下の労働者を使用する事業（労働省令で
定める事業を除く。）の事業主で労災保険事務組合
に労災保険事務の処理を委託するもの」、これに
も入る。中小規模事業主ですね。そこでこの範囲
や何かを少し詳しくやらなければならぬが、時間
がないから、先に大事なところを言います。農業
労働に起因する病氣と災害とは、大ざっぱに言つ
て五つに分けられる。一つは、農耕地の不潔によ
来するものですね。一つは、農民の取り扱ふ動植

物に起因するもの。一つは、過労及び特殊な作業
姿勢に起因するもの。一つは、農業外傷。一つは、
農業中毒。淡谷さんが、この特殊な作業姿勢とい
うか、自動ノコの白ろう病を取り上げた。それか
ら農業のことも言つておつた。この五つに分けら
れると思うのですが、農耕地の不潔だといふもの
では、たとえばいま日本の農民が一番多い回虫病、
それから十二指腸虫病、貧血が起つてどうきか
して、昔で言へば肥たごをかつげなくなるとい
うもの、こういうものですね。これは農耕地の不潔
に起因するものです。それから動植物を取り扱ふ
ものとして豚の丹毒ですね。それから放線菌症、
アクチノミコーゼ、それから炭疽病なんかありま
すね。あるいはこういう新芽の出るときに行つて、
農園で働いておるとかぶれますね。いわゆる皮膚
炎が起つてきますね。こういう農民が取り扱ふ
動植物によつて起るものがあるのです。それ
から過労や作業姿勢といふのは、これは腰椎の分
離症があるわけですね。こういうのは、一つの農
業の姿勢その他から出てくるものです。それから
農業の外傷が、あなたの方の言ういわゆる農業の機
械化に伴つて出てくるわけですね。耕りん機やト
ラックに巻き込まれるなんというのがあるわけ
ですね。それから、そういう中には妊娠中の主
婦——いま三ちゃん農業、じいちゃん、ばあちゃん、
かあちゃん、農業が、最近では、じいちゃん
とばあちゃんが年をとつて、かあちゃんが主にな
るうとしてゐる。というと流産が起つてくる。
いま出かせぎ地帯で子供の生まれる時期が集中し
ておられます。それは御主人が掛けつて、帰つ
てくる時期が大体きまつておられますから、妊娠す
る時期も同じで、つまり子供が生まれる時期が一
定化しているわけですね。それがたまたま農繁期に
ぶつかると流産が起つてくる。それが耕りん機
の振動による、あれは耕りん機の上に乗つて行つ
たり来たりしますから……。それから農業中毒
が、有機の燐剤から抗生物質に至るまで非常にた
くさんある。こういうようなものを、今度の中に一
系統的に入れるということになるのかということ

が一つ。それからいま一つは、労働基準法施行規
則の三十五條、「法第七十五條第二項の規定によ
る業務上の疾病は、次に掲げるものとする。」とい
う、いわゆる職業病的なものでね、ここにたく
さん書いてある。そうしてこの前、この三十五條
の十一の「さく岩機、鉄打機等の使用により身体
に著しい振動を与える業務に因る神経炎その他の
疾病」という場合で、白ろう病といふのがこの中
に入るじゃないかと言つて淡谷さんが質問したん
ですね。農林省の意見をあれして見ますと、
いま私が言つた五つの分類の中から、労働基準法
施行規則第三十五條のこのリストの中に入らな
ければならぬものがたくさんあるわけですよ。当然
そういうものをに入れておいてもらふと、いま
言つたように、特別加入の一号と二号があると
言われたので、私は三号だけかと思つたら一号にも
入るんだ、こうおっしゃいますと、このリストを
きつととしておいてもらふと、なかなか議論の
起るところになるわけですね。どういふものを
適用するかということがわからぬことになるわけ
です。ですから、そういう点を一体きつとでき
るんでしよらねということ。その二点につ
てひとつ……。

○村上（茂）政府委員 御指摘のように、農業につ
きましては、特別加入方式を採用するについては
いろいろ問題があらうかと存じます。特別加入の
方式につきましても、一口に農業と申しますけれ
ども、果樹栽培のような場合と水稲の栽培あるい
は牧畜といったようないろいろな形態があるわけ
でございまして、そういう作業形態に即応しま
して、一号を適用するの、三号か、五号かとい
うことについてもそれぞれの配慮をしなければな
らぬというふうに考へておるわけでありまして。た
とえば果樹園等につきましても、労働者を雇つて仕
事をするというふうな場合もございまして。それか
ら一人でやつておる自営農民の場合もございまして。
さまざまございまして、先ほど労働部長から申
し上げましたように、第一号の場合もあらうし、
第三号、第五号の場合もあらう、こういうふうに

申しておるわけでありまして。それを具体的に労働
省令でどう定めるかという点につきましては、ま
だ原案を固めておりません。農林省及び農業関係
団体ともよく御連絡を申し上げまして、具体的
な省令制定の際に定めたいと考えます。

ところで、業務上疾病等の問題であります、
私も、基本的には、本来の労災補償の問題に
おきましては、補償制度に先行して安全衛生対策
を事業主に強く要望し、法定いたしました、その
違反については罰則を適用するという措置を講じ
ておるのであります。何ら予防措置対策を講ぜず
して、ただ病になつたあるいは災害を起したと
いうことが、本来の労災補償との関連においてど
のように考へらるべきかということが問題にな
るわけでありまして、その点、むしろ一般労働者
より農民のほうが厚きに過ぎるという問題が起
きますれば、そこに若干の均衡上の問題があらうか
と思われまして。私もとしましては、農林省並び
に関係団体とも十分御相談いたしまして、まずそ
の災害の予防について合理的な方策が考えられ得
るかどうかと、一般労働者と比較いたしました
パラメータを失しないようにこの点をまず考へた
い。それから当然に補償の場合の補償事由であり
ますが、御承知のように一般的な理論としまして
は、業務上とはどういふことかという点について、
業務起因性、業務遂行性という二つの条件を業務
上概念の要件といたしておられます。農業の場合に
は業務という概念をどのように考へるかという問
題につきましても、御指摘のように非常にむずか
しい問題がございまして、これも農林省及び関
係団体とよく御相談して定めたいと思ひます。

ところで、労働基準法施行規則三十五條に定め
る業務上疾病との関連でございまして。この規定で
は三十八号まで業務上の疾病を列挙いたしてお
りますので、ほとんどがこれに入るであらう。た
とえば動物を扱つて炭疽病になる、あるいは丹毒に
なるという場合ですと、三十六号に「動物又はそ
の屍体」云々、「その他古物の取扱による炭疽
病、丹毒、ペスト及び痘瘡」といったようなのがご

ざいます。そういった規定の活用をはかり、なおかつ規定の明確でないものにつきましては、第三十七号で「中央労働基準審議会の議を経て労働大臣の指定する疾病」といったような措置も講ぜられますので、この三十五条の規定の活用によって対処し得ると思ひます。ただ、腰椎症のごとき、一般労働者におきましても職業病とせずに、個別なケースについて業務上因果関係がどの程度に認められ得るやいなやという立場から、個別的に判断しておるものにつきましては、農業においてもそれと同様な原則を用いざるを得ないのではないかと考えておる次第でございます。いづれにしましても、そういった特別加入の具体的方法、業務の範囲の確定、疾病等についての範囲等につきましては、農林省及び関係団体とよく相談をいたしまして決定させていただきたいと思ひます。ただ、基本的な点におきましては、本来の労働保険の適用を受ける一般労働者よりむしろ厚きに過ぎるというふうなことになるかと、これはいろいろ問題があらうかと思ひますので、ミニマム、そういう点につきましては、やはり均衡に適切な配慮を払わなければならないと考えておる次第でございます。

○滝井委員 たいがいこれに入ると言ひけれども、たとえば——金くたえはですが、農耕地の不潔に起因するということになりますと、たとえば「湿潤地における業務に因るワイル氏病」、これは三十五条の三十四、それから三十五の「屋外労働に起因する恙虫病」というのがあります。ところが十二指腸虫というのはいずれも、これは明らかに屋外労働に起因する恙虫病と同じようなものですが、ないわけでは、それから、湿潤地における業務に因るワイル氏病と、昨日ここで通しました寄生虫予防法の一部を改正する法律の日本住血吸虫は同じようなものであるで、入れなければいかにぬのに入っていないわけでは、今度は新たに農業をやるうとすれば、当然そういうようなものもやはり入れなければいかにぬわけでは、この日本住血吸虫をするために、国は予算を出し

てコンクリートのみぞをつくらしているわけでは、予防的にやっているわけでは、しかし、それにもかかわらずそういう湿潤地において農業をやっているうちに、いつの間にか日本住血吸虫病にかかってしまつておるといふ場合だつてあるわけでは、だから、そこらは、私は、どれを入れてくれ、これを入れてくれということをやつて、確約をとうろと思ひません。しかし、今度農業に労災を適用されようとするれば、そういう五つ、六つの項目の中で該当するものを、当然この三十五条の業務上の疾病のリストの中に入れてもらわなければならぬ。それは、いまのように農林省等を中心とする関係各省と協議をして入れると、それから、ひとつすみやかにそうやつてくだされ。これはいいですね。

○村上(茂)政府委員 そういつた点についても十分検討してみたいと思ひます。ただ、それは規則改正そのものでなくて、先ほども申しましたように、その他いろいろありましようが、第三十七号で「前各号の外中央労働基準審議会の議を経て労働大臣の指定する疾病」といったような方法がありますので、立法技術的な問題としては格別の措置は必要なかろうと思ひます。なかろうと思ひますが、ただ、いわゆる業務上も関連するといふ因果関係等につきましては、十分医学的にも究明をする必要があるであらうと思ひます。

なお、適用範囲の拡大、あるいは補償の対象となる疾病の拡大といふことは、一面的に見まするといふんですが、他面保険料の負担という問題もあるわけでは、農林省及び関係団体と話し合ひをします場合には、やはりそういう全体的の中におきましてどのように判断すべきかという考慮もいたさなければならぬと考えておる次第でございます。

○滝井委員 労働基準法の施行規則で明白に書かなくなつたので、その他業務に起因することの明かな疾病」というようなことで入れていただけたら、ということになれば、運用上でできればあつともかまわぬわけでは、しかし、最近非常に農業が多岐にわたつてきたものだから、必ずしもこの規則だけの運用ではいかぬのが出てくるのじゃないかという感じがするのです。したがつて、規則の改正を必要とする場合にはしてもよろし、運用上でもできるものはぜひひとつやつていただきたい、こういうことです。

大臣がいちしやらないですが、いまの局長の答弁をもつて、そういうことでやつていただけたら、その期待をして、次は療養補償費千円未満は、いままでは事業主負担であつたですね。今度全労災保険で見ると、そうすると、いままでより事業主の負担が軽くなる。で、千円以下のものは相当あると思ひますが、いままで大抵額にしてどの程度あつたと推定されますか。

○石黒政府委員 千円未満の療養費につきましては正確な統計はございませんけれども、推計によりますと年に約六十万件、金額にして三億四程度でございます。

○滝井委員 そうすると、六十万件、三億四程度を事業主が負担しておつた。その中にははずいぶん事業主が払わないのがあるのですが、そういうのを調べたことがあります。

○石黒政府委員 払わないというのに二種類ございまして、特に千円未満の場合多いのは、労働者は医者のところに行つて直してもらった、そうしてその会社の労災指定医が、これはごく軽い傷であつたから五百円で済んだといふので事業主に五百円の請求書を送つたけれども、払つてくれない、取りに行けば足代だけで損しちゃうというふうなことで、ほりりっぱなしになっておる件数は非常にたくさんあるという話を、しばしば私も聞かされておるわけでは、正確に何件も聞かといふようなことは把握はいたしておりません。

○滝井委員 いま言つたように、千円未満ですか、五百円とか二百円とかいう件数が、一人の事業主だけでなくて、二人、三人の事業主と重ねてやるけれども取れないというものはざらなんです。それで今度こういう改正をしたと思ひますが、その場合の事務的な処理というものはどういふことになるのですか。いままでと同様に労災の請求書を、滝井義高なら滝井義高一件について百円なら百円、こういうふうに一件一件請求書をきつと出すようなことになるのですか。

○石黒政府委員 もちろん一件一件につきまして請求書を出していただくわけでは、役所のほうも、こまかいのであまり精力を使いたくございませんで、できるだけ簡単に、お互いに楽にいくようなふうにいいたしたいということも研究いたしております。

○滝井委員 そうしますと、健康保険でいまの九・五%が問題になつておりますけれども、九・五%の医療費のアップがあつた。中央社会保険医療協議会の昨年の四月十八日の答申を見ますと、これは緊急正です。恒久的な正については、いま緊急正のままで、その緊急正の一部も市に浮いた形で出ておるわけでは、そうすると、一体労災の診療というものはどういふ形で、どういふルールで定められておるのか。労災の診療報酬の額といふんですか、それはどういふルールで定められておるのですか。

○石黒政府委員 労災保険は、必要な場合に必要な治療を行なうという原則で、大体発足当初におきましてはいわゆる慣行料金によつたわけでは、いまその慣行料金を幾らにするかといふことは、各都道府県労働基準局長が労災保険指定医との間で取りきめておるわけでは、ところが、いわゆる慣行料金と申すものがその後急速に減りまして、自費患者がほとんどなくなつてきて、全部が健保その他の公費患者であるということになりまして、原則的に慣行料金によるものができなくなりましたので、原則といたしましては健保の点数によるというふうな方針を全国に示しております。各都道府県労働基準局長は、その方針で指定医に相談をしておるわけでは、ただ、点数だけ健保と同様ではいろいろな点で多少問題がございまして、現在のところ、一点当

たりの準備は十一円五十銭というふうに原則的にいたしておるわけでございます。前述の緊急是正による点数の改定によりまして、労災のほうもその分は自動的に上がっておるわけでございます。

○滝井委員 そろそろと、いま問題になっている四つの組合については、労災が起った場合は九・五のほうは引くことになるのですか。

○石黒政府委員 この点は、実は私どものほうもたいへん弱っておるわけでございますが、法律的に申しますと、これは健康保険組合が当事者となった訴訟に対する仮処分でございます。これは健康保険に因りて、しかもその四組合に関するものでございますので、当然に労災の点数まで、かりにあの四組合に所属する同じ労働者が医者にかかりまして、労災でかかる場合と健康でかかる場合と、健康のほうに仮処分の効力が発生しても労災が自動的にとまる、九・五が下がるといふ意味合いがなかなかあると思っておりますが、非常にむずかしい問題でございますし、われわれのほうの診療費は、ただいまの状態は一月おくれで請求が出てまいるわけでございますので、目下研究中という問題でございます。

○滝井委員 同じ組合員で九・五のアップをしておるので、健康保険に準ずるといふ、準じたほうがもとの料金だと、こう考えると、準じたほうがもとの料金に返るといふのが理論的なあれですね。ところが、いまあなたの言うように、四組合だからということ、しかもそれは健康保険だからということになると、健康保険はいよいよへこんでしまふわけですね。そうすると準すべき根拠がなくなつてしまふわけですね。きょうは保険局長はいないのです、保険局長にこの次に来てもらう、これだけは、委員長お願いをしておきます。

そうしますと、いま一点準備十円のところを十一円五十銭、これは全国的にそういう形になつておるのですか、それとも地域によつては十一円五十銭が十二円五十銭になつたり、十三円五十銭になつておるところもあるのですか。

○石黒政府委員 それは、法律的には、都道府県

基準局長が当該都道府県の指定医と取りきめることに相なつておるわけでございます。私どものほうの方針をいたしましては、全国十一円五十銭というのを基準といたしております。若干の都道府県におきまして、そのとおりになつておらない点が、少数ではございますがござります。

○滝井委員 ひとつこれをあとでもう一回資料として、各都道府県の料金の一覧表を出していただきたいと思ひます。これはいま保険局長が来ておりませんから、次々に譲りたいと思ひます。

それから健康保険においては、あるいは社会保険と言つたほうがいいか知らないが、社会保険においてはその経費を七二％に見て、所得を二八％に見ることは御存じのとおりです。ところが、労災は自由診療で取り扱われてきておるわけですが、

したがつて、十一円五十銭と一円五十銭高くしても、実質的に労災は所得を七〇とか六〇に見られてしまふわけですね。ちやうどいまの社会保険と逆に見られる。社会保険は二八％を所得と見て、七二％を経費と見るのですが、経費を二八と見て、七〇とか七二を所得と見るわけですね。そうしますと、十一円五十銭で一円五十銭高く取つて、あなたの言うように労働能力の再生産のために適正な医療を考へてくれる、いわゆる自由診療と同じだ、慣行料金によるのだ、こう言つても、それが健康より低くなる情勢が出てきているわけですね、税というものを考へれば、この問題について、一体労働省としては国税庁とどういふ話し合ひをしておるのか。

○石黒政府委員 国税庁とは機会ありますことに健康保にしてみたいといふ話をいたしておりますが、たてまえをいたしまして、法律にもちろん準備等が定められておるものでもございませんで、いままでその交渉は成果を得ておらないわけでございます。今回法律も変わりましたこととございまして、さらに続けて、ともかく健康と全く同じになるか、どこまでまいりますか、やつてみなければ相手のあることとございすからわかりませんが、引き続きできる限りの努力を

いたしたい。

それから、先ほどの健康料金の点でございます。四組合の仮処分との関連の問題でございますが、私、若干考え違ひをいたしておりました。現在の労災の医療費は、医師会もしくは指定医師会と都道府県基準局長とが協定をつくつておる。これは甲表によるとか乙表によるとかという書き方になつておる。特定の健康組合がどの表によるかということとは全く関係なしにやつておりますので、甲表乙表それ自体がかわらない限りはよろしいのではないかと考へておりましたが、なお続けて研究してみたいと思つております。

○滝井委員 甲表によろが乙表によろが、健康保険は甲表を選ぶか乙表を選ぶか医者の自由です。それから、それに甲表の点数に十円をかけたものが診療報酬の点数になるとか、乙表の診療報酬になるというところは変わらないわけですね。それに準じて、甲表をとる人は十一円五十銭をかけた労災のお金になるでしょう。そうしますと、労災といふものが一円五十銭高かつたがゆゑに、それを自由診療として、他の社会保険と区別をして税を取られるというところに問題があると私は言つておるのです。そこで、もし労災保険を非常に公のものとして、年金を――あなたのいま法律が変わつたという、年金化していく、そのほかに医療の面は千円以下を保険が見るということになつただけで、他には変化はないでしょう。他に変化ないとなれば、国税庁に折衝してもさういふままでと変わったことはない。ただ、年金化したからしてこれという理論だけでは弱いと思ひますが、何かほかに理論をお持ちですか。

○村上(茂)政府委員 幾つかの問題がございすから、私からお答えいたします。健康保険におけるあの問題は、労災では現に問題になつておることを聞かないのです。事柄の本質は、つまり指定医と地方の基準局長との協定によつてきまるのでありますから、大臣告示であるとか、さういふものは根本的には波及しないのでありまして、料金はさういふにして個別的に協定

しておると同時に、払う場合においても個別に処理をしておるのであります。現在厚生省における行政措置と関連して、労災で指定医が問題にしておるといふ話は寡聞にして私どもは承知しておらないのであります。かつ、現在の制度上から、さう直接的に直ちにはね返るかどうかという点については、厚生省の場合と若干事情が違ひのではなからうかというふうに存じております。

それから、いまの国税その他の必要経費の算定の問題であります。これはもう私が労災補償部長をしておりまして、これから国税庁に折衝いたしまして、通達で必要経費の算定をある程度考慮していただいたのであります。ただ、理論的には、一方において自由診療ないしは慣行料金制度を主張せられ、健康と多少違つた面を見ろという御主張が指定医のほうからあるわけですね。税金のほうになりますと、今度は健康保にしろ、さういふ場合は論理的にやや私どもが関係官庁に折衝します場合に、面もあるわけでありまして、したがつて全国一律ではなくて、比較的健保の制度に近似しておるものについて、必要経費の算定については健康保険に準じて扱つてもらいたいといふふうに従来措置してまいつたわけでありまして、したがつて、その措置も全国一律というよりも、むしろさういつた現行の料金の協定方式と関連せしめまして、さらに一段と努力をいたしたいという趣旨でございまして、年金制度の採用とは直接関係はありません。従来からの要請にこたへまして、一段と努力いたしたいというふうに申し上げたいと存じます。

○滝井委員 そろそろと、法律が変わつたといふのは石黒さんの勇み足であつて、法律が変わつたというわけではないんだといふいまの基準局長の答弁になるわけですね。石黒さんの答弁とちやうと食い違つた。

それから、指定医と基準局長とが協定を結んでおるのであつて、四組合の九・五がどうなるかと、それは関係がないと、さうおっしゃる。しかし、さいぜんの答弁では健康保険に準ずるんだ、そこ

で健康保険が九・五上げたんだから、当然労災も九・五上げました、こういふことではしょう。そうすると、四組合は健康保険にならないわけですよ、もとに戻ってしまったんだから。そうすると、四組合の労災を九・五上げていいですかと、こういふことになってくる。そこにちょっとひっかかるのが出てくるんじゃないか。法律的には、あの決定というものは四組合だけだという感じはするけれども、行政事件訴訟法三十二条でこれは第三者に及ぶという書いてあります。厚生省は及ぶのだと言わなければならない。成田書記長以下及ぶんだと主張している。そこらに解釈の食い違いがある。またこの問題は次の一きょう保険局長に来てもらいたいと思つたが、来ておられぬからいいとして、いまの内閣通達で必要経費を差し引くという事は、国税庁と了解の上でそういう形が行なわれておるわけですか。まだわれわれは森岡にしてそのことを聞かないわけですよ。

○村上(茂)政府委員 私がお答え申しましたのは、もう六、七年前のことでございますが、その際にも、事務的性質上料金の決定が全国一律でありませんから、したがって必要経費の算定も全国一律に行なうには適しない。

〔小宮山委員長代理退席、委員長着席〕それぞれの国税局の管内事情において措置するといふことで、含みのある発表であつたと記憶いたしておきます。その内閣は、外部に公表しない税務職員を取り扱い基準であるから、そのように処置してもらいたいといふことで、当時は公表いたさなかつたものでございます。そのような経過をたどつてきたわけでございますが、ただ、都道府県の中には個別問題が生じておるといふことは重々承知いたしておりますので、先ほど御答弁申し上げましたように、さらに努力したいと考えております。

なお、本法案の改正と関連して一段と努力するといふ点について、労災補償部長の勇み足かどうかという問題がございましたが、規定の改正とし

ては、従来は療養補償は補償費の支給と療養の給付と並列的に扱つておりましたが、今度の改正法案では療養給付が原則でありまして、療養費の支給といふのが従来のような扱いではなくなつた。むしろ療養の給付が中心であるという考えがとられましたために、それとの関連においてこの問題の取り上げようもあるであらうという気持ちを労災部長が申し上げたのでありまして、勇み足といふふうなおしかりはいたさぬように、よろしくお願い申し上げます。

○滝井委員 いまの点は、保険局長いらつしやらぬからこれでやめておきます。

それで大臣がいらつしたから二点だけ質問してやめますが、今度の改正の十二条の二で、平均賃金に相当する額を給付基礎額とすることが著しく不適当であるとすれば、労働省令で定めることになる。すなわち、平均賃金日額の六割といふものが非常に不当のときは、労働省で定めることになるわけですね。それで私は、さいぜんからる両者にあなたでないときに質問をしておるのは、脊髄損傷、けい肺といふ人たちが先日からも何回もいらつして、われわれは六割の賃金をもらつてゐる、これではとても食つていけません、六千円か七千円しかないんだ、こゝでやむなく生活保護を受けなければならぬ、こゝいうことでは困ります、幸い今度の改正だからこれを一〇〇%にしてくれと、こゝう言ひ。しかし、それはちよつと無理でしょう、まあ、そこらは八割ぐらいじゃないでしょうか、こゝう言つてゐるわけですね。ところが、幸い今度の条文の中に、「著しく不適当であるときは」といふ労働省、あなた

の権限で定めることができるわけですね。そこで、私たちも、ほんとうはさういふものについては八割にするという修正をしたいわけですが、これはもう一ぺん努力してもらいたいのですが、しかしできなかつたならば、こゝで最低額はこゝのくらいにするといふくらゐのことを言つてもらわれないと、箱根や九州の労災病院の皆さん方にわれわれは報告のしようがない。われわれは、できれば一万五千

円とか八割とかいふ数字を入れたいわけですね。ところが、こゝでは非常にあいまいなことでおる。あいまいなことは人権に關係する問題、今日の生活の問題です。なるほど附則の四十四条では、将来はバラ色の夢を言ふと云つておるが、将来ではない。いまのいま、生きていくためには何とかしなければならぬといふ人がたくさんおる。いまのいま生きていかなければならぬ人に、生き抜こうとしておる人たちのために、十二条の二といふものは一体どういふ考え方を持っておるのか。

○石田国務大臣 これは、その人が生活をしていくに足りるということが基本であります。したがつて、最低賃金とかあるいは失業保険の給付額とか、さういふようなものを参考にし、あるいはその人の生活実態等も参考に、さういふたてまえで御趣旨の点を尊重しつつ検討をいたしたい、こゝう考えておる次第であります。

○滝井委員 さうしますと、明白な額がなかなか出てこないわけですね。それでちよつとわれわれ不満ですが、これは理事さんとも相談をして数字を入れてもらわなければならぬ。今度の改正で一番の主眼点はこゝです。われわれはこゝ数年來、こゝしてなければならぬといふのからいたして、たぐさんの陳情書ももらつておる。一番のおもなものは、日額の六割といふものをどうするか、こゝになつています。いま一つは、保険料の定め方です。いままでは過去五年の災害率を三年にしたわけですが、これは保険給付に要する費用の予想額とか、将来にわたつて財政の均衡を保つことができるというふうなことを考慮に入れて、五年を三年に修正したようにあるのですが、三年にしたほうが保険料率がよけいに取れて財政に寄与することになるのか、五年にしたほうがよけいに取れて財政に寄与することになるのか、どちらですか。

○石黒政府委員 三年か五年につきましては、五年を三年に縮めましたのは、あまり昔の災害の年を引つぱつておきますと、こゝし一生懸命災害防止に努力しても、その響き方がこゝくわずかである

といふことで、災害防止意欲をやや減退させるきらいがあるから三年にしたといふことでございまして、どつちかと申しますと、平均災害率でもつて、こつちの給付費を割るわけでございます。その取る金は同じでございます。ただ、どの事業主にいくかという基礎が変わるだけでございまして、要するに、保険給付に要する金は、保険料として全体で取るわけでありましてから変わりはない。いせん。

○滝井委員 保険局長に対する質問だけを残して終わります。

○松澤委員長 吉川兼光君。
○吉川(兼)委員 このたびの労災法の改正は、第一次、第二次、第三次に分けて逐次施行することになつておるようでありまして、私の質疑もその順に従ひ、三つに分けて試みることにいたします。

まず、適用範囲についてでございますが、政府は、昨年ごろは全産業、全労働者に対して全面的に適用するようなことを打ち出しておつたように思ひますが、そのような構想がこのたびの改正案ではくすれておるようであります。それはどういふ理由に基づくものでございましょうか。

○石田国務大臣 政府といたしましては、答申の趣旨にも沿ひ、またこの労災保険の本来の目的から申しまして、いまお説のように全産業、全労働者に適用すべきものだと思つております。しかしながら、事務的な準備、その実施のためにいろいろ技術的、事務的な準備が非常に手間がかかります。そこで、二年という期限を切つてその準備を急ぎまして実行をいたしたい、こゝう考えておる次第であります。

○吉川(兼)委員 その二年以内に必要な措置をとるといふことは、それは立法措置を意味するものであります。それかどうかお伺ひしたい。

それからもう一つは、政令によつて行なうといふところの適用範囲の拡大といふものを、ひとつ具体的に指示いただければ幸いだと思います。

○石黒政府委員 全面適用を改正いたします際には、あらためて立法措置を考えたと思っております。

それから、政令による拡大につきましては、今後労働保険審議会と御相談の上、逐次政令改正の措置をとりたいと考えておりますが、とりあえずのところは、今日製造業のうち、使用動力のうち三馬力以上のものは全部、労働者数のいかににかかわらず適用になる、特に危険業務については、二馬力以上に適用する、こういうことになっておるわけでございます。これをとりあえず、全部について二馬力程度以上というふうに改めることは、なるべく早くしたいというふうに考えております。それを第一段階といたしまして、さらに逐次、今後二年の間に政令の適用を拡大したいと思っております。

○吉川(兼)委員 次は、保険関係の成立についてお尋ねいたします。これについては、雇用出制と政府の承認制度等を設けているようでありますが、政府が承認しなければ保険関係というものは成立しない、こういう場合もあり得るのでしょうか。

○石黒政府委員 ここに申します確認というものは、事業主及び政府双方にとりまして関係をはつきりしておくという純粋の確認でございます。強制適用事業ではございません。したがって、強制適用事業であるものが、事業主がうっかりして、事業をつくって動いていながら一年間ほうっておいて、一年目に見つかって監督署から注意を受けたという場合に政府が確認をするわけでございますが、これはその一年前にさかのぼって、この日から強制適用事業になったんだということを確認するわけでございます。確認の手落ちのために保険給付がもらえないということとはございません。

○吉川(兼)委員 それでは、幾段階かにわたります請負事業の場合に、元請人と適用事業主との取り扱います。労働省令で定める事業、これは建設業のほかにもいろいろものを予定しておるか伺いたい。

○石黒政府委員 ただいまのところは建設業を予定いたしております。そのほかのものについては、さらにこまかく検討したいと思っております。

○吉川(兼)委員 建設業のほか、たとえば造船業などもあると思うのですが、これはまだ研究の段階ですか。

○石黒政府委員 造船業につきましては、これはやる仕事で最近非常に多角化したしまして、いろいろなことをやっておりますので、造船業と簡単につかみかねる点がありますので、いましばらく検討したいと思っております。

○吉川(兼)委員 今度は新たに給付基礎日額というものをを用いるようでありますが、その理由はどこにあるのでありますか。

○石黒政府委員 今回の法律で書いてございますように、平均賃金によることが原則でございますけれども、例外的な場合は、平均賃金を手直ししたものを、たとえば休業補償あるいは年金の基礎にいたすわけでございます。平均賃金ということばを使いますとまぎらわしいために、給付基礎日額というこばをつくらねばならぬわけでございます。たとえば、非準法の有給休暇なんかの場合に使う平均賃金のままを、療養費、特に長期の療養に使うのは適当でない場合がございまして、従来でもときどき手直ししておったわけでございまして、まぎらわしいので、別の名称を用いることとしたというところでございまして。

○吉川(兼)委員 この算定方式はどうなんですか。

○石黒政府委員 算定方式は、大部分の場合は平均賃金と同様でございます。しかし、例外的な場合には、特例的な計算をいたすわけであります。

○吉川(兼)委員 けい肺の患者などで、転任をしてからやめたりしたしまして、たいへん賃金が低くなっているものが少なくないと思っております。ついでに、給付基礎日額なるものに對しまして、最低補償額をきめてほしいという陳情がわれわれのところにもたくさんきております。この点につきましては、どういうふうに考えておられますか。

○石黒政府委員 従来は、運用によりまして、けい肺患者のうち、はつきりしておりますものについては、管理四になって、ほんとうに病人になる前の三カ月という平均賃金方式ではなくて、さらにさかのぼりまして、管理三でございます。さらにさかのぼりまして、管理二でございます。前の三カ月で平均賃金を算定するというような方式をとっておったわけでございます。これで救われますのは、けい肺の大部分が救われるわけでございますが、そのほか管理三になった時点がはつきりしないとか、そのほか特殊の事情のものもございしますので、この方式の精神をさらに広げたような形におきまして、けい肺患者全般について、できるだけ合理的な給付基礎日額を定めたいと思っております。

○吉川(兼)委員 次は、リハビリテーションなどの施設の現状をお聞きしておきたい。それから今後の対策といいますが、計画のようなものがあればあわせてお伺いをいたしたい。

○石黒政府委員 リハビリテーションは、私どもしろうととして、大きく三つに分けておりました。第一は理学療法と申しますか、PTといわれるもの、第二が作業療法と申しますか、職能訓練療法と申しますか、OTといわれるもの、そのOT、PTを理学的リハビリテーションと申してよろしいかと思っております。三番目は、その理学的リハビリテーションの域を越えて、さらに社会復帰をさせるためのいろいろなリハビリテーションであります。PTの施設は、現在三十四ございまして、労働病院のほとんど全部にございまして、活発に活動いたしております。OTにつきましては、これは非常にいろいろむずかしい点もあり、特に技術者が少ないという点もございしますので、現在三カ所ございまして、本年中に四カ所に逐次増設いたしたい。それから、理学的リハビリテーションを行ないました後におきまして、一面においては、身体障害者の職業訓練の拡充のために、労働保険の金を昨年来相当支出してこの面を拡充したい。そのほか、身体障害者で直ちに民間事業所に復帰することが困難な者につきましては、

労働で特殊な作業施設をつくってこれに収容する。将来の問題といたしましては、さらに家族ぐるみの療養施設を含んだ施設にまで拡充したいと考えております。

○吉川(兼)委員 社会復帰に對しまする援護金でありますとか、または補助金などの制度、これは今日のどのような形で実施され、また検討されておりましたか。

○石黒政府委員 ただいまのは、労働—社会復帰関係の援護金でございます。

○吉川(兼)委員 社会復帰を助けるために必要なすべての援助金のことです。

○石黒政府委員 援護金は非常にいろいろな種類のものを出しておりますが、總体的にそれほど大きな額に実は相なっておりません。援護金という制度を含ましてさらに社会復帰のために必要な、たとえば特殊自動車とか、そのほかのものを購入するための融資制度といったものも含めまして、援護制度の拡充に努力いたしたい、来年度予算において努力いたすつもりであります。

○吉川(兼)委員 それから、例の費用の負担の問題であります。メリット制を採用しておりますことは私は賛成であります。ただ、一口に費用といいますが、入院者の車賃なんというものも、遠方から来ます場合には相当かかるわけですが、その実施状況はいかがでしょうか。それからもう一つは、メリット制を採用しておりますが、一方におきましては「財政の均衡を保つことができないものでなければならぬ」という規定を置いておるようでございまして、これはちょっと矛盾をするように感じますので、その点を御説明いただきたい。このようなきめかたで、はたして将来うまくいくと思っておりますか。

○石黒政府委員 遠方から通院を余儀なくされるものにつきましては、患者の移動費といたしまして、一定以上の距離のものにつきましては交通費の一部を支弁いたします。

それから、メリット制と将来にわたって云々と

の關係でございますが、これは、今回保険給付が年金化することに伴ひまして、従来は、一年分の支出を事業主の災害費に割りつけられ、それで保険料が出たわけです。年金にいたしましたと、支出は数年間は相当落ちるわけです。これを割りつけただけでは非常に安い料金になって、将来たちまち、毎年毎年保険金を上げなければならぬという事になりますので、いままでのような一年間の支出で計算するのではなくて、将来幾ら払うかということまで計算してそれを割りつけるようにするのだという趣旨でございます。その事業主に対する割りつけ方についてはメリットに応じてやるということと、矛盾はいたさないというふうに考えます。

○吉川(兼)委員 次は労災保険事務組合についてでございますが、組合をつくることのできるころの中小企業、これはどの程度の規模の企業であるか具体的に示していただきたいことが一つ、それから、この団体なるものは協同組合のほかどのような種類の団体を考えておられるか、あわせて伺います。

○石黒政府委員 原則的に申しますと、この事務組合の対象となります事業主の範囲というのは、中小企業基本法にいう中小企業主の範囲というふうに考えておるわけでございます。しかしながら、業種によりまして三百人というふうなものがほとんど入ってくるのが適当かどうかという点がございますので、各地方の実情、それから業種の実情に応じて、適宜な行政指導をさらにこれに加えてまいりたいというふうに考えております。

それから、協同組合以外の団体といたしまして考えておりますのは、たとえば商店街とか商工会といったようなものもございます。あるいは労務管理研究会というふうなものもある。いろいろな団体があり、特に制限するつもりはございませんで、要するにその実態として適当であり、かつしっかりしたものであるかどうかというところで判断いたすつもりであります。

○吉川(兼)委員 この際、あなたの所管外と思

ますが、おわかりでしたら失業保険事務組合の現状をお聞きしておきたい。

それから、なぜ同労働省の中で二つの事務組合を持たなければならぬのか、これを統合することはできないものか、統合してもらったほうが便利ではないかと思われませんか。はなはだ言いにくいことではありますけれども、役所内でのなわ張り争いのようなものがここに出ておるのではないのか、この点をひとつ、もしあなたが適当でなければ大臣からでも伺いたい。

○石黒政府委員 失業保険事務組合の実態につきましては詳細には存じておりませんが、私どもの考えております事務組合に比べますと、組織の範囲が非常に小そうございまして、零細業者だけを入れるという構想にたいだいまのところは相なっております。これにつきましては、労災保険事務組合と失業保険事務組合を将来一本で、さらに理想を言えば、要するに社会保険事務組合一本でまかなえるようにしたい。したがって、失業保険につきましても、将来改正の機会に労災保険のほうと合わせるようにしたいと考えております。

それから、それまでの間、運用の実態におきましては、お互いの事務組合が実は二枚看板の実体をなしたというふうになるように、できるだけ協力いたしてまいりたいと考えています。

○吉川(兼)委員 附則に組合に交付する報奨金というのがありますが、あの額は大体どの程度のもので、どういう基準で交付するつもりなのか、伺いたい。

○石黒政府委員 報奨金の額につきましては、ただいまのところまだ定まっております。私どもといたしましては、失業保険事務組合に対する程度のものは当然いたしたいと考えておりますが、さらに労災の特殊性をいたしまして、事務組合の努力によって災害率がうんと低くなったというところには、ひんぱんに出すように予算を構成いたしたいと考えております。

○吉川(兼)委員 それでは、特別加入のところに

入っていくますが、労働者でないものの特別加入を認めるという理由をまず伺いたい。私は、労災保険の性格に社会保障的な性格と機能を加えたものが、つまり特別加入制度である、こういうふうな考えておりますが、よろしいかどうか。

○石黒政府委員 特別加入制度を設けた理由山は、二つあると申してよろしいのじゃないかと考えます。一つは、零細企業に労災保険を及ぼそうと思った場合には、おやじさんもひっくりかえり入るようになりなかなから入ってこない。権力だけで無理に入れようと思ってもむずかしいという点がある。それからもう一つは、零細企業の事業主あるいは従業員といったようなものが、労働契約を結んでいないけれども、その労働の実態は非常に労働者に似ておる。そういう人たちが労働者と同じように働いて、同じようなけがをした場合には、われわれに余力があったら何とかしてあげたいという気持ちでございます。これが社会保障的であるかどうかという点につきましては、私も、必ずしもこれが非常に社会保障的であるというふうには考えてはおりませんが、むしろ全くの任意加入でございまして、強制的に加入させるものではないので、労災保険も一種の契約保険を営むものであるというふうな考え方でございます。

○吉川(兼)委員 それでは、特別加入を認められるものの範囲といいますが、それをひとつ具体的に聞いておきたいと思ひます。

○石黒政府委員 特別加入制度は、たとえば土建の一人親方のように、いままで入っておいた人は、これは問題がございせん。それから今後どの程度に広げていくかということ、あまり一ぺんに手を広げますと、われわれの事務能力を越えて不必要な混乱も起こるというふうな考えられますので、労災保険審議会と御相談の上、無理のない範囲から逐次省令をもつて入れるようにいたしてまいりたい。実績に応じて拡大をはかるようにしてまいりたいというふうに考えております。

○吉川(兼)委員 特別加入の対象には、先刻来滝井委員と労災部長との間にやりとりがありましたように、農民などもあるわけですが、私が聞きたいのは、農民だけというのか、漁民までも広げておるのかということ、ひとつこの際はつきりしていただきたい。

○石黒政府委員 漁民につきましては、漁業労働者はすでに全部強制加入になっておりますので、漁業の自営業主も当然特別加入の対象になるのであります。これはまづ先に取り入れていく考えでございます。

○吉川(兼)委員 それから状況の申請であります

が、自営業者などを加えたこと自体は私はいへんいいことだと思ひますが、災害の業務上——どう言いますか、いわゆる外における仕事の場合の認定がかなりむずかしいんじゃないかと思ひます。極端な例になりますけれども、たとえば農民の場合、かまでけがをしたのと、あるいは家の中でしろうと大工の道具が何かを使つておつてけがをしたのと、ちよつと識別しかねる場合が出てくると思ひます。そういう場合にはどうするのですか。どういうふうな基準で判断するのですか。

○石黒政府委員 特別加入は、先ほど申し上げましたように、一種の契約加入であるという趣旨に立つておるわけでございます。省令等でできるだけ詳細に書きまされども、さらに、この業種に就いた場合補償をするというふうなことは、契約上検討して一々はつきりしておきまして、業務上であるか業務外であるかということとで必要のない混乱の起こらないような措置をあらかじめ議しておきたいと思ひます。

○吉川(兼)委員 先刻あなたは、社会保障的性格はないのじゃないかと言われましたが、私は逆に、いまのような問題等から考えまして、近き将来には社会保障的にならざるを得ないのではないかと見方をしております。私の考えが間違つておれば別でございますが、もし社会保障的なものとならざるを得ないということに前提を置きますならば、私は、国庫の負担は当然増額されなけ

ればならぬ、こういふふうに考えるものであります。これは私の前提に基づく質問で、あなたの前提とは違ひかもしれないが、その辺をどういふように考えておりますか。

○石黒政府委員 実は、この特別加入制度がどこまで広がっていくかと申しますか、一体何万人、何百万人入ってこれられるか見当がつかぬままに踏み切ったわけでございます。たとえば、将来二千万農民のほとんどが入りたいということになりました場合には、これは当然強制加入に切りかえまして、そうしてほんとうの社会保障にしなければならぬ。その場合は、所管省として労働省が適当であるかどうか、これは考え直さなければならぬ。そういう段階に至りました場合には、もちろん社会保障としてしかるべく国庫負担をなすべき筋合いでございます。現在のところは、余力をもつてサービスするという程度でございます。で、特別の手段は考えておらないのであります。

○吉川(兼)委員 それから、いわゆる政府の考えでおります年金化した場合に、従来の給付に比べてましてむしろプラスの人もありましようが、マイナスの人が多いのではないかと、いふに私は考えるのであります。予算がことしからは大幅に増すというのであればとにかく、そういう面も見られないのでありますから、したがって、この給付の内容は低下するのではないかと、この危惧があるわけでございます。単なる危惧であるのかどうか、それをひとつ……

○石黒政府委員 全般的に申しますれば、もちろん大幅な給付改善でございまして、個々の被災者ないしその遺族が、その一生にもたらす年金額を計算いたしますと、二倍半以上になるわけでございます。ただし、障害年金で申しますれば、障害者が生きていなければ年金はもらえないので、非常に早くなくなつてしまつたという場合には、これは従来の日数よりも少なくしかもらえないで、なくなるという場合も例外的にあり得ると考えます。

○吉川(兼)委員 ここで、ちよつと大臣にお伺いしたいのですが、先日の本会議における大臣の御答弁の中に、通勤途上の災害でございますが、あなたはえらくはつきりと、通勤途上の災害は加害者が負うべきである、と、大層を上げて御答弁をされたのでございます。実は、通勤途上の災害の補償につきましては、まだ相当の議論が残つてゐるのじゃないか。大臣があんなにはつきり言われるべきものが、はたして現状であるのかどうかというのです。現に労災保険審議会に、大橋労働大臣の時代に諮問を出されて、それに対する答申が今度の資料にもちよつと出ておりますように、通勤途上の災害については、もう少し検討すべきであると書いてあります。現に検討を要すべきものであるという答申が出ておりますのに、あなたはあつさりとか害者論を下してゐるのは、どういふものでしょう。私から申し上げるまでもございせんが、西ドイツ、フランス等の西欧諸国では、通勤途上の災害を補償する制度がしかれてゐるのでございます。大臣は、いまもなお、先日の本会議における御答弁のような調子で切つたお気持ちでおられるのかどうか、それともこの答申にあるように、将来前向きな検討を加えていくつもりがあるのかどうか、はつきり伺つておきたい。私は、今度の特別加入というものは、あなたの相当の善政のように理解をいたしておるのでございせんが、こういふものを一方に行なつておきながら、ひとり通勤途上災害については、きわめて簡単にけ飛ばしてしまふというふうな石田労働政では、はなはだ失望せざるを得ません。また前記点晴を欠くものと思つてございせんが、この点については、ぜひ具体的な、親切な御答弁をわづらわしておかねばならない仕儀に立ち至つております。どうぞ……

○石田国務大臣 私は、この問題は、答申にもありましたように、労災補償審議会できらに御検討をお願いしたいと思つております。それが根本的な考へ方でありまふ。しかしながら、一方において交通事故その他における人命、あるいは人間に對していろいろ傷害を加へた場合の補償額というものがあまりに安過ぎ、また、それに対する保険加入義務もあまりに低過ぎるのではないか。そういうものについてもつと厳格な、そうしてもつと実情に合うような制度が必要であらうと思ふのであります。そこで、私は、根本的にそういう制度をさらに確立をしてみたい。

それから、元來通勤途上の事故と申しましても、いろいろ性質はございまいし、いろいろな事情の性質があるけれども、たとえば自動車にはねられるとか、ダンブカーにはねられるという場合は、それは事業主の負担に属するということよりは、もつと根本的に、その加害者がその責任に應ずるという体制をつくる必要があるといふことを強調したかったので、ああいふ意味の答弁をいたしたのであります。

○吉川(兼)委員 それだけ説明がつけば、まあよろしいでしょう。

次は障害補償給付の年金化のところでございせんが、先刻落井さんも触れておつたように思ひますけれども、これも答申には八級までとあつたはずでございせんが、どうして八級を削つたのか。八級を入れたら、非常に数がふえて金がかかり過ぎるという理由でもあつたのゆゑか、その辺のところをお伺いしておきたい。

○石黒政府委員 答申で八級とございましたのは、七級に改めましたのは、先ほど落井委員からも御指摘がございましたように、現在の社会保障制度必ずしも統一がとれておりませんで、どういふ障害に年金を出すかというの、かなりばらばらでございせん。で、私どもといたしましては、一番大案をなす年金である厚生年金保険の障害年金に、できるだけ合わせるのが最も現状としては適當であらうといふことで検討いたしました結果、七級でもつとほとんど救われる、わずかはみ出す点につきましては、行政措置をもつて救済されるという結論が出ましたので七級にいたしました、全技術的な理由でございせん。

○吉川(兼)委員 次に、従来けい肺の特別保護法であつたものが、今度は引き続いて労災の患者になるわけでございせんが、これに対する給付の実態はどういふふうに行なわれるのでありましようか。私の見るところでは、どうも新しいやり方は損をするように思われるのでございせん。先刻もちよつと申し上げたつもりですが、かりに五年も寝ておるものといひますと、平均賃金はつと低いはずでございせんから、これらの点を考え合わせますと損をするのではないか。もつとも附則には、労働大臣がきめる方式で新しい形に移行することになつておるのでございせんが、どうもこれだけでは具体性がわかりかねて心配ではないか。その辺をもう少し具体的に話してもらいたいものです。

○石黒政府委員 けい肺等の長期患者に對してどの程度今回給付が改まつたかといふことをまとめ申し上げますと、入院患者につきましては、從來二百日であつた年金額が二百九十九日と相なりまふ。一割弱の年金の改善でございせん。そのほかにも、もちろん医療その他の保険施設の充実というよりなことはいろいろあるわけでございせん。それから通院患者、いわゆる第一種といわれた人たちは、二百四十日分といふことに従来相なりしておつたわけでございせん。この人たちは二百九十九日となるということで、これは一見下げるように見えるわけでございせんが、従来の二百四十日は、この中から医療費を目前で支弁するといふことに相なりしております。その医療費の額は、平均的に計算いたしますと三十八、九日分に相当いたします。そこで、今回の制度で二百九十九日の年金をもらつて医療費は全部政府持ちということにいたしますれば、平均的な方々はだいぶよろしくなるわけでございせん。ただ例外的に、二百四十日分の年金をほとんど全部生活費に使つておつて、医療費はごくわずかで済ましておるという方々が、生活費が少なくなるという現象が起こるわけでございせん。そのためにこれはいろいろ考えたところでありまふが、あまりいい線もございせんので、とりあへず附則におきまして、もし従来の医療費を自分持ちで二百四十日分のほうが得だと思へる方は、申し出でよつて従来どおりの給付をもら

かるのです。それはわかりませんが、特に手厚くといふことを言っておるのじゃなくて、あるいは将

来、農林水産業独自の労災保険法というものがあつたのかもしませんが、それは別として、せっかく特別加入をつつたのですから、農民がやはりこれはありがたいという、そういう気持ちで起さざるような運用といふか、そういうことをしていただきたい。せっかくつくつて、あれはサービスなんだというのを言われますと、その辺に非常に誤解を生じますので、その運用だけは気を付けてやっていただきたいことをお願い申し上げます。

それから、先ほど安全規則の話が出ました。これは私もごもつともなことで思ふのです。ただ、安全規則をどういうふうにつくつていくかということが非常に新しい問題でして、農機具の研究所でございすとか、農業の研究所でございすとか、いろいろございすますが、いま労働省としては、安全規則のつくり方、どういうふうにしてつくつていくかというふうなお考えか。私は、農林省その他の役所が、最初は何か模範的なものをつくるというのをやつていく必要があるんじゃないかと思ひますが、現段階では、どういうふうにお考えになっておりますか。

○村上(茂)政府委員 私からお答えさせていただきます。

一般の労災保険の場合ですと、その前提としての災害対策が、いずれも法的な基礎を持ちまして罰則の適用があるような厳格な規則であるわけでございますが、それは使用者の責任を前提としたものでございす。したがつて、同性質の規則を自営農民について考へるといふことは、法本系が別でございすので、私どもは労働基準法の体系に属する安全規則といった系列ではなくして、農林省及び関係団体の御意向を十分聞きまして、農林省が農業政策の観点から一定の災害防止基準といたつたようなものをおつくりいただきたい。その励行と相まちまして考へていきたい。具体的には、そういう守るべき基準と申しますか、そういうものが可能ならば、保険事務組合の組合との協定書のようなものの中になるべくならば明

示いたしたい。そのほか、業務上概念その他もできるだけ明らかにいたしまして、実際の運用によつて混乱を来さないように善処いたしたいと考へております。

○伊東(正)委員 もう一つ、保険料の算定の基礎になります賃金の総額とか、これは農林省に農村の物価、賃金、物価調査といふのがありますが、そういうものを基準にして、その地方の実態に合つたようにきめていくことが必要だと思ふのでございす。いま労働省ではこの賃金総額の算定等は、どういうふうにお考へになつておりますか。

○石黒政府委員 農業の賃金総額につきましては、御指摘のような農家の収入というふうなものと、それからその地方における労働者の賃金水準というふうなものと、双方考へまして均衡のとれたものを、農林省と御相談の上定めてまいりたいと思ひます。

○伊東(正)委員 もう時間がありませんから、最後に一つだけ。先ほどから労働大臣にもお願いしたのですが、この制度がせつかくできましてした場合に、農民が加入します場合にも、農家の経済その他を考へて、保険料率の問題とか、現行千分の二ということになつておりますが、そういう保険料率もなるべく据え置いていくとか、加入がなるべく容易にできまして——サービスということばがほんとうに気になるのでございす。そういうところは十分御注意願つて、ひとつせつかくの制度でございすから、喜んで入る、そしてうまく運用できるということにこの制度をぜひ運用していただきたいということを最後にお願ひいたしまして、私の質問を終わります。

○石田国務大臣 ちよろ、せつかくつたものでありますから、御趣旨のように運営できるやうに努力をいたしたいと思ひます。

○小林委員 私も農業労働の問題について実は質問しようと思つたのですが、伊東君が質問してくれましたから、私の本質問はやめて関連して一言押えておきたいと思ひますが、いまいじくも伊

東君が、農業労働の問題を労災の問題で質問するといふところに、大臣、日本の農政といふものがいかに貧弱であるかということがかかつていると思ふのです。彼は多年農林省にいた農林事務次官です。だから、本来ならばこういう農業労働災害の問題なんかは、ほんとうは農林省の中で解決しなくてはならぬというのが、よくは労働省の皆さん方の考へじゃないかと思ふのです。しかし、日本の農政といふものはそれほどおくれれているです。明治初年そのままだ。日本ではあらゆる行政があるけれども、事農林に関する限りは農林行政なしだ。その証拠が、きのうあたりも国会があつて大騒ぎをしていふうちに、何です、終戦直後における解放した地主に、二十年もたつてその補償金を給付するといふ、そういうことの農政じゃないのです。実に貧弱きわまる。だから、結局いま痛めつけられていふ農民の問題を農林省や関係団体で解決できないから、こういうやうに労働省へ持つてきて、労働省の労働行政でひとつそういう災害問題を助けよう。まことに恥ずかしい話です。

そういうことでございすけれども、私はここでひとつ大臣に申し上げながらお願いしたいと思ふのは、よくは農林行政が貧弱であるといふことと合せて、日本の農政が近代的に質的に変わつていふといふことを、やはり考へてもらわなければいかにぬと思ふのです。農民は性格的に一体何だ。中小企業者のやうに、一つの経営者のなとらえ方をしているのです。けれども、農民といふものはもう固く押えていて、米価といふものは固くきめていふんだ。だから、普通の労働者のやうに拘束時間八時間とか十時間という、そういう範疇の中に入らないけれども、やはり国と半雇用的な関係にあるという、こういうとらえ方を私は農民についてしてもらわなければだめなんじゃないかと思ふ。一体米価なんといふものは、農民が取つていふものは、これは米をつくる労働賃金です。それは天災や気候によつて若干の収入の高低はあるでしょうけれども、特に米なんかの主食を主体

にしている農民の収入、農業の労働賃金は米価がその主体をなしているであつて、これは賃金労働者なんです。農民なんといふものは、私はそうとらえていいと思ふ。そういう意味において、まず農民の質的变化に即応した行政といふものが、はりつて回らなければなりませんから、その意味において労災等は他に先んじて適用していただくという、こういう進歩的な考へ方を私は労働省の方々に持つていただけないかと思ふのであります。

時間もありませんし、関連ですからやめますけれども、ここに一つ資料がございす。これは農業者の労災適用問題について、日本農村医学会という学会が多年研究いたしまして、「最近の農業労働災害の実態について」という報告書を出しているわけ。その災害の根本をなしているものをこれは五つあげられていふ。

一つは、農耕地の不潔に原因するもの。この具体的なものは何かと言つて、さつき私は字がむずかしくてわからなくて河野さんに聞いたんですけれども、鉤虫症といふんだそうです。腸の中にかみついて胃腸を荒らす、こういうやうなおそろるべき病原菌が田畑の中に介在している。これは農業する老人の身体をおかしている特殊な病気です。

第二番目は、農民が取り扱う動植物に原因するもの。動物や植物や家畜を扱うことによつて、特殊な職業病、伝染病といふものが出てくる。その具体的なものを言へば、炭疽病あるいは丹毒とかという家畜から感染するもの、こういう病気、そのほかに田畑を歩けばマムシにかまれたとか、これだつてやはり農業における特殊な職業病ですから——これは皆さん方はお笑ひになりますけれども、あのわが新潟に盛んなツツガムシはちゃんと職業病に入つて、労災の対象になつておる。ならばマムシなんかにかまれたなんといふのは、ちゃんとこれは入れてもらつて何も間違ひではないと思つていふ。

第三番目は、過労及び特殊な作業姿勢に原因するもの。農民といふものは、どうしても職業上腹

を曲げて働かなければならぬ。そこで腰離分離症とかいろいろな職業病がついて回る。

それから、第四番目は農業外傷。これはいわゆる耕うん機だとか脱穀機だとか、非常に近代的な機械を使うことによってどうしても避けがたい一つの傷というものが職業病として出てきた。

それから、第五番目は農薬中毒です。この農薬の中毒などというものは避けられない。これは農業を営んでいる限りは、有機燐剤、有機水銀剤あるいは有機塩素剤、有機砒素剤、抗生物質、それから除草剤——先日、渋谷君が質問しておりましたけれども、山林ですね、林業による職業病というものが出てくる。

こういうものをやはり職業病の対象として、農民を労災法によって人並みの待遇をしたり、人並みのめんどろを見てやるというくらいいな考え方を——農林省ではだめなんです。農林省は、農地解放の地主たちに報償金をやるというところを考

えるくらいいしかなないんだから、そこでひとつ労働省がこういうことを考えてもらえないか。これは大臣、どうです。サーピスなんということを言わないで、労災の本質の中へ入れて、ひとつ徹底的にやってく下さい。

○石田国務大臣 農業就業者の立場というものについて、これは私が申し上げる立場ではないと思っております。われわれから見ますと、他人の指揮命令を受けて働くか働かぬかというところで、一般の雇用労働者との間に違いがあるように思いますが、これは私どもの答弁することじゃない。農民を国家の雇用者とするなら見ると、国としての意思決定が先に必要でありますから、私の言うことではないと存じます。そこで、できる限り農民の方々がこの保険制度の恩典に浴するよう、に、こういう一般的な方針ではむしろ適用したいと思っております。しかし、現在のわれわれの行政対象は、いわゆる他人の指揮命令を受け、雇用されている人々がわれわれの行政対象であります。その余裕をもって、別に農林省から委嘱を受けたわけではなく、労働省の自発的な発意によって今度

の改正を意図しておるのでありますが、これは出発であります。出発でありますから、あまりに手を広げてしましますと、初めから混乱を生じます。

それと同時に、それがいまおっしゃったようなところへぐっともし広がって、そして千二百万を数えます農業就業者が全部加入するということになりますれば、これはわれわれの、現在まで加入しておる人の千九百万とほぼ似たような数になるわけでありまます。そうして就業状態が違ふのでありますから、そこまですべてなまいますならば、これはやはり、農林省でやるかやらぬかは別といたしまして、特別の制度として考えていかなければならぬのではないかと。現在は、そういう、いかなるところまで対象としていくかというところは関係方面と御協議をいたしますと同時に、私どもの行政能力というものもあわせ考え、堅実に地歩を進めていきたい、こう考えておる次第であります。

○小林委員 農民も農業じゃ食っていけぬから、季節労働者になって健康保険の分野へ入ったり、失業保険の分野に入ったり、実態はだんだん労働省や厚生省の管轄の中に入ってくるのですよ。労災の問題に全部入ったときに、それはまた別個のそういう形のことを考えてもよろしいとおっしゃるけれども、好むと好まざるにかかわらず、農民は、やはり労災というふうな形で救ってもらわなければこれはだめなんです。

それから大臣は、拘束されてないとおっしゃるが、政府から命令じゃないけれども、政府に入る米をつくっている。ちよつと自由に流せばやみ流しで縛られるのです。できたものは、そのまますくくり政府がきめた値段で持つていくのですから、そういう意味においては自由業者じゃないです。

まあそういう論争は別といたしまして、そして大臣の御答弁にも決して私は満足じゃありませんけれども、この問題はいずれまたあらためて論争させていただくことにいたしましたので、きょうはこれで終わります。

○松澤委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は来たる十七日、月曜日午前十時より開会することとし、これにて散会いたします。

午後四時四十三分散会

昭和四十年五月二十二日印刷

昭和四十年五月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局